

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月19日
【事業年度】	第118期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）
【会社名】	曙ブレーキ工業株式会社
【英訳名】	AKEBONO BRAKE INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 信元久隆
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小網町19番5号
【電話番号】	03(3668)5171(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 CFO 宮嶋寛二
【最寄りの連絡場所】	埼玉県羽生市東5丁目4番71号
【電話番号】	048(560)1501
【事務連絡者氏名】	経理部長 岡田拓信
【縦覧に供する場所】	曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社) (埼玉県羽生市東5丁目4番71号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次		第114期	第115期	第116期	第117期	第118期
決算年月		平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高	(百万円)	130,604	216,574	209,584	206,050	236,665
経常利益	(百万円)	2,670	9,738	2,097	3,402	7,269
当期純利益又は当期純損失 ( )	(百万円)	2,061	5,265	3,215	518	2,423
包括利益	(百万円)	-	5,760	1,531	5,799	9,771
純資産額	(百万円)	49,086	54,573	49,815	53,797	60,432
総資産額	(百万円)	164,120	185,952	181,030	186,572	199,198
1株当たり純資産額	(円)	330.76	355.88	326.39	350.52	396.40
1株当たり当期純利益 又は当期純損失( )	(円)	17.80	39.75	24.25	3.90	18.24
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	17.76	39.61	-	3.88	18.17
自己資本比率	(%)	26.7	25.4	23.9	24.9	26.4
自己資本利益率	(%)	5.8	11.6	-	1.2	4.9
株価収益率	(倍)	28.8	10.7	-	108.5	25.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,187	7,433	2,916	7,585	18,872
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	13,374	8,555	23,810	4,055	20,346
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	32	18,203	1,432	2,037	6,220
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	21,552	38,461	18,815	20,731	13,532
従業員数	(名)	6,984	7,659	7,800	8,279	8,505
(外、平均臨時雇用者数)	(名)	(847)	(1,290)	(1,420)	(1,572)	(1,583)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第116期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 第116期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第114期	第115期	第116期	第117期	第118期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (百万円)	82,233	90,921	92,661	86,487	86,056
経常利益 (百万円)	3,144	2,313	3,017	333	661
当期純利益又は当期純損失 (百万円)	2,231	2,613	1,997	250	59
資本金 (百万円)	19,939	19,939	19,939	19,939	19,939
発行済株式総数 (千株)	135,992	135,992	135,992	135,992	135,992
純資産額 (百万円)	43,608	45,766	48,228	48,930	48,194
総資産額 (百万円)	130,047	150,154	157,668	153,459	143,082
1株当たり純資産額 (円)	327.54	343.26	361.30	366.77	361.08
1株当たり配当額 (円)	5.00	10.00	10.00	10.00	10.00
(内、1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(5.00)	(5.00)	(5.00)	(5.00)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (円)	19.27	19.73	15.06	1.89	0.44
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	19.22	19.66	14.98	1.88	-
自己資本比率 (%)	33.4	30.3	30.4	31.7	33.5
自己資本利益率 (%)	6.3	5.9	4.3	0.5	-
株価収益率 (倍)	26.6	21.5	31.5	223.8	-
配当性向 (%)	25.9	50.7	66.4	529.9	-
従業員数 (名)	983	984	1,028	1,086	1,096
(外、平均臨時雇用者数) (名)	(44)	(55)	(66)	(95)	(89)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第118期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 第118期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

## 2【沿革】

- 昭和4年 曙石綿工業所創設、ウーブンライニング、クラッチフェーシングの製造開始
- 昭和11年 曙石綿工業株式会社に改組
- 昭和15年 羽生製造所建設、稼働開始
- 昭和19年 曙兵器工業株式会社に社名変更
- 昭和20年 曙石綿工業株式会社に社名変更
- 昭和21年 曙産業株式会社に社名変更
- 昭和27年 鉄道車両用耐摩レジンの生産開始
- 昭和29年 羽生製造所内にクラッチフェーシングの工場新設
- 昭和32年 板橋製造所にてブレーキシューアッセンブリー生産開始
- 昭和35年 曙ブレーキ工業株式会社に社名変更
- 昭和36年 東京証券取引所市場第2部に上場
- 昭和37年 岩槻製造所建設、稼働開始
- 昭和46年 福島製造所建設、稼働開始。東京日本橋に曙本店ビル完成
- 昭和48年 山陽ハイドリック工業株式会社設立
- 昭和49年 株式会社日本制動安全研究所(現株式会社曙ブレーキ中央技術研究所)設立
- 昭和55年 米国現地法人アケボノアメリカインク設立(シカゴ)
- 昭和58年 東京証券取引所市場第1部に上場
- 昭和60年 仏国現地法人アケボノヨーロッパS.A.R.L.設立(パリ)(現アケボノヨーロッパS.A.S.)(現連結子会社)
- 昭和61年 アムブレーキコーポレーション設立(米国GM合弁会社・ケンタッキー州、エリザベスタウン)
- 昭和63年 アムブレーキコーポレーション生産開始。テストコース完成(いわき市)
- 平成元年 米国現地法人アケボノブレーキシステムズエンジニアリングセンターインク設立(デトロイト)
- 平成4年 曙ブレーキ山形製造株式会社設立(寒河江市)(現連結子会社)
- 平成6年 米国現地法人エーマックブレーキコーポレーション(平成7年にエーマックブレーキL.L.C.と会社形態を変更)設立(ケンタッキー州、グラスゴー)
- 平成7年 米国現地法人アケボノコーポレーション設立(北米における統括持株会社、シカゴ)。仏国に研究開発センターCREA建設(ゴネス市)に伴い、仏国現地法人アケボノヨーロッパS.A.R.L.移転(ゴネス市)
- 平成8年 インドネシア現地法人ピーティートゥリダールマヴィセサ社へ資本参加(ジャカルタ)
- 平成10年 米国現地法人アケボノコーポレーション(ノースアメリカ)設立(デトロイト、米国現地法人アケボノアメリカインク、アケボノブレーキシステムズエンジニアリングセンターインク及びアケボノコーポレーションを吸収合併)(現連結子会社)
- 平成12年 株式会社ネオストリート設立(現連結子会社)
- 平成13年 曙ブレーキ福島製造株式会社設立(現連結子会社)、新社屋アケボノクリスタルウイング(ACW)完成
- 平成14年 曙ブレーキ岩槻製造株式会社設立(現連結子会社)
- 平成15年 あけぼの123株式会社(現連結子会社)、米国現地法人アムブレーキマニュファクチャリングLTD.設立
- 平成16年 独国現地法人アケボノヨーロッパGmbH(アケボノヨーロッパS.A.S.の子会社、ヘッセン州)設立(現連結子会社)、中国現地法人広州曙光制動器有限公司設立(現連結子会社)及び曙光制動器(蘇州)有限公司設立(現連結子会社)
- 平成17年 山陽ブレーキ工業株式会社が山陽ハイドリック工業(株)を吸収合併し、曙ブレーキ山陽製造株式会社(現連結子会社)となる。
- 平成18年 アケボノブレーキタイランドCO.,LTD.を設立(現連結子会社)、アケボノアドバンスドエンジニアリング(UK)LTD.を設立(現連結子会社)
- 平成19年 ベルギー現地法人アケボノブレーキヨーロッパN.V.設立(現連結子会社)、曙ブレーキ産機鉄道部品販売株式会社設立(現連結子会社)、米国現地法人アケボノブレーキコーポレーションの新社屋完成(ケンタッキー州)
- 平成20年 館林鋳造所稼働開始、本店akebono日本橋ビル完成
- 平成21年 ロバートボッシュGmbHの北米事業会社であるロバートボッシュL.L.C.からブレーキ事業の一部譲受
- 平成22年 インドネシア現地法人ピーティートゥリダールマヴィセサ社の商号をピーティアーアケボノブレーキアストラインドネシアへ変更(現連結子会社)
- 平成23年 ベトナム現地法人アケボノブレーキアストラベトナムCO.,LTD.設立(現連結子会社)
- 平成24年 米国現地法人アケボノコーポレーション(ノースアメリカ)がその100%子会社であるアムブレーキコーポレーション、エーマックブレーキL.L.C.及びエービーエムエーL.L.C.を含む北米子会社7社と合併し、商号をアケボノブレーキコーポレーションへ変更(現連結子会社)  
メキシコ現地法人アケボノブレーキメキシコS.A. de C.V.設立(現連結子会社)
- 平成25年 フランス現地法人アケボノエンジニアリングセンターヨーロッパS.A.S.を設立(現連結子会社)

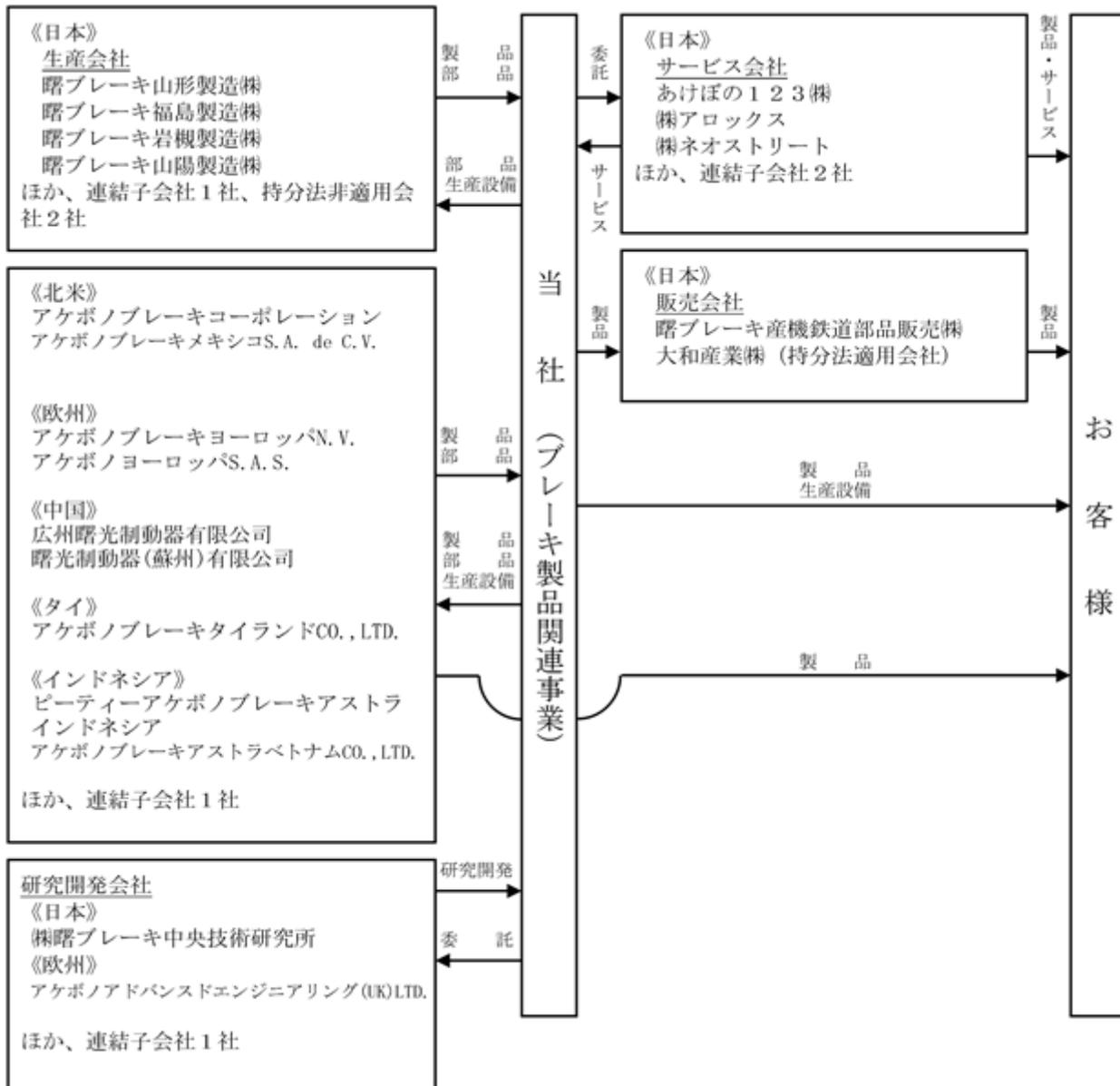
### 3【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社24社及び関連会社3社で構成されております。営んでいる主な事業内容は、自動車及び産業機械用ブレーキ並びに鉄道車両用ブレーキの製造・販売であり、さらに事業に関連する研究開発・物流・サービス等を展開しております。

なお、次の6区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント区分と同一であります。

- (1) 日本.....主要な事業内容は、当社が販売、研究開発を行うほか、曙ブレーキ産機鉄道部品販売(株)が産業機械用ブレーキ、鉄道車両用ブレーキの販売を行い、曙ブレーキ岩槻製造(株)、曙ブレーキ山形製造(株)、曙ブレーキ福島製造(株)、曙ブレーキ山陽製造(株)の各社でディスクブレーキ、ディスクパッド、ドラムブレーキ、シューアッシー、ブレーキライニング、産業機械用ブレーキ、鉄道車両用ブレーキ等の製造を行っております。また、(株)アロックスが物流、(株)曙ブレーキ中央技術研究所が基礎研究開発を行っております。
- (2) 北米.....主要な事業内容は、アケボノブレーキコーポレーションがディスクブレーキ、ディスクパッド、ドラムブレーキ、コーナーモジュール、ローター等の製造、販売、研究開発を行っており、アケボノブレーキメキシコS.A. de C.V.がドラムブレーキ等の製造及び販売を行っております。
- (3) 欧州.....主要な事業内容は、アケボノブレーキヨーロッパN.V.が欧州統括事業を行っており、アケボノヨーロッパS.A.S.がディスクパッドの製造、販売、研究開発を行い、アケボノアドバンスドエンジニアリング(UK)LTD.が高性能ブレーキの研究開発を行っております。
- (4) 中国.....主要な事業内容は、曙光制動器(蘇州)有限公司がディスクパッドの製造、販売、研究開発を行い、広州曙光制動器有限公司がディスクブレーキ及びドラムブレーキの製造、販売を行っております。
- (5) タイ.....主要な事業内容は、アケボノブレーキタイランドCO.,LTD.がディスクブレーキの製造、販売を行っております。
- (6) インドネシア...主要な事業内容は、ピーティーアケボノブレーキアストラインドネシアがディスクブレーキ、ディスクパッド、ドラムブレーキ等の製造、販売を行い、アケボノブレーキアストラベトナムCO.,LTD.が二輪用ディスクブレーキ、マスターシリンダーの製造、販売を行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。



## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 【被所有】 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 曙ブレーキ山形製造株式会 社 注3	山形県寒河江市	100	日本	100.00	当社との材料、部品、製品の相互供給。 当社より土地及び建物を賃借。 役員の兼任等...有
曙ブレーキ福島製造株式会社 注3	福島県桑折町	20	日本	100.00	当社との材料、部品、製品の相互供給。 当社より土地、建物、構築物、機械 装置、車両運搬具及び工具器具備品 を賃借。 役員の兼任等...有
曙ブレーキ岩槻製造株式会 社 注3	埼玉県さいたま市 岩槻区	20	日本	100.00	当社との材料、部品、製品の相互供給。 当社より土地、建物、構築物、機械 装置、車両運搬具及び工具器具備品 を賃借。 役員の兼任等...有
曙ブレーキ山陽製造株式会 社 注3	岡山県総社市	94 《35》	日本	61.96	当社との部品、製品の相互供給。 当社より機械装置を賃借。 役員の兼任等...有
株式会社曙ブレーキ中央技術 研究所	埼玉県羽生市	100	日本	100.00	当社より研究開発を受託。 役員の兼任等...有
曙ブレーキ産機鉄道部品販売 株式会社	埼玉県羽生市	950	日本	66.00	当社より製品を購入。 役員の兼任等...有
あけぼの123株式会社	埼玉県羽生市	13	日本	100.00 (20.63)	当社より清掃業務を受託。 役員の兼任等...有
株式会社アロックス	埼玉県さいたま市 岩槻区	35	日本	100.00	当社よりブレーキ製品の輸送及び梱 包を受託。 当社より土地、建物及び機械装置を 賃借。 役員の兼任等...有
株式会社ネオストリート	埼玉県羽生市	15	日本	93.33	当社より部品を購入。 役員の兼任等...有
アケボノブレーキコーポレー ション 注3,6	米国 ミシガン州	128百万US\$ 《123百万US\$》	北米	100.00	当社との製品の相互供給。 役員の兼任等...有 資金援助...有
アケボノブレーキメキシコ S.A. de C.V.	メキシコ グアナファト州	252 百万メキシコペソ	北米	100.00 (1.00)	当社より部品及び生産設備を購入。 役員の兼任等...有
アケボノブレーキヨーロッパ N.V. 注3	ベルギー Diegem	28,500千EUR	欧州	100.00	役員の兼任等...有
アケボノヨーロッパS.A.S. 注3	仏国 ゴネス市	25,176千EUR 《33,287千EUR》	欧州	100.00 (100.00)	当社との製品の相互供給。 当社より研究開発を受託。 役員の兼任等...有
アケボノヨーロッパGmbH	独国 ヘッセン州	25千EUR	欧州	100.00 (100.00)	役員の兼任等...無
アケボノアドバンスドエンジ ニアリング(UK)LTD.	英国 ウォーキングハム市	50千GBP	欧州	100.00	当社より研究開発を受託。 役員の兼任等...有

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 [被所有] 割合(%)	関係内容
曙光制動器(蘇州)有限公司	中国江蘇省	74,334千元	中国	70.00	当社との部品、製品の相互供給。 当社より生産設備を購入。 役員の兼任等...有
広州曙光制動器有限公司	中国広東省	62,074千元	中国	70.00	当社より部品及び生産設備を購入。 役員の兼任等...有
アケボノブレーキタイランド CO.,LTD. 注3	タイ チョンブリ県	610,000 千タイバーツ	タイ	100.00	当社より部品及び生産設備を購入。 役員の兼任等...有
ピーティーアケボノブレーキ アストラインドネシア 注4	インドネシア ジャカルタ市	40,000百万IDR 《9,429百万IDR》	インドネシ ア	50.00	当社より部品を購入。 当社との製品の相互供給。 また、製造技術を導入。 役員の兼任等...有
アケボノブレーキアストラ トナムCO.,LTD.	ベトナム ハノイ市	626億ベトナムドン	インドネシ ア	50.00 (30.00)	当社より部品を購入。 役員の兼任等...有
その他4社					
(持分法適用関連会社)					
大和産業株式会社	東京都大田区	90 《23》	日本	18.20	当社より製品を購入。 役員の兼任等...有

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 議決権の所有割合( )内は、間接所有割合で内数であります。

3 特定子会社に該当しております。

4 持分は50%であるが実質的に支配しているため子会社としたものであります。

5 資本金に準ずる金額として資本準備金(またはそれに準ずる金額)を資本金欄において 表示しております。

6 アケボノブレーキコーポレーションは、売上高の連結売上高に占める割合が10%を超えております。その主要な損益情報等(決算日:平成25年12月31日)は以下のとおりであります。

アケボノブレーキコーポレーション

(1) 売上高	122,792百万円
(2) 経常利益	307 "
(3) 当期純利益	297 "
(4) 純資産額	18,391 "
(5) 総資産額	63,589 "

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	3,324 (485)
北米	3,174 (543)
欧州	178 (41)
中国	408 (133)
タイ	347 (10)
インドネシア	1,074 (371)
合計	8,505 (1,583)

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。  
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人数であります。  
3 臨時従業員数には、期間工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員数を含み、派遣社員数を除いております。

### (2) 提出会社の状況

平成26年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,096 (89)	41.5	17.4	6,625,849

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。  
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人数であります。  
3 臨時従業員数には、期間工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員数を含み、派遣社員数を除いております。  
4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
5 セグメントは日本のみであります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループは、曙ブレーキ工業労働組合、アロックス労働組合で、曙関連企業労働組合協議会を組織しております。また、当社の労働組合は、上部団体として全日本自動車産業労働組合総連合会(自動車総連)の下部組織、日本自動車部品産業労働組合連合会(部品労連)に加盟しております。

労使関係は、相互の信頼を基礎として安定した協調関係にあります。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当連結会計年度（注1）における当社グループの業績は、売上高は北米市場の回復や新興国の堅調な需要の伸びに加え、為替換算の影響（286億円）などもあり過去最高の2,367億円と前年同期に比べ306億円の増加（前年同期比14.9%増）となりました。営業利益はアジアの収益拡大に加え、生産合理化や不採算案件の減少などの収益改善策が功を奏し81億円と前年同期に比べ38億円の増加（前年同期比87.3%増）となりました。経常利益は為替差益等により73億円（前年同期比2.1倍）、当期純利益は一部の繰延税金資産を取り崩した事等により24億円（前年同期比4.7倍）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

#### 日本

個人消費や設備投資など内需の着実な拡大に支えられ、景気は回復傾向となりました。自動車業界においては軽自動車の販売が過去最高を更新したことや完成車メーカーが相次ぎ投入した新型車の効果に加え、下期に消費税増税前の駆け込み需要もあり、生産・国内販売とも数年ぶりの高水準となりました。しかしながら当社グループにおいては、売れ筋の軽自動車・ハイブリッド車向けの生産品目が現状では少ないこと、完成車メーカーの海外生産移管による当社受注品目の国内生産の減少等の影響がありましたが、産業機械・鉄道事業への注力強化により売上高は892億円（前年同期比0.2%減）となりました。利益面では、海外グループ企業の開発費の負担増加（前期よりグローバル開発を日本での一括管理に変更）やエネルギーコストの上昇がありましたが、産業機械・鉄道事業からの利益貢献、生産・調達合理化、人件費・経費の削減、減価償却方法の変更等により、営業利益は34億円（前年同期比49.4%増）となりました。

#### 北米

金融の量的緩和の効果により、雇用も徐々に持ち直し景気は緩やかな回復基調が継続しました。自動車業界においては、大型ピックアップやSUV等を中心に市場が拡大してきており、年間の販売台数は15.6百万台と前年比7.6%の増加となりました。当社グループにおいては、完成車メーカーの在庫調整等による受注減少などもありましたが、買換需要に伴う受注の増加や円安による為替換算の影響（224億円）もあり、売上高は1,228億円（前年同期比24.8%増）となりました。利益面では、合理化の着実な実行、米系完成車メーカーへの販売価格の正常化等の推進、一部不採算ビジネスが終了し収益性の高いビジネスへの切替えが進んだことなどにより、営業利益は7億円（前年同期比9.3倍）と大幅な増益を達成いたしました。来期以降はメキシコ事業も含め黒字の定着と安定した高収益を計上できる基盤の確立に向けた諸施策を確実に実行し、成長戦略を加速してまいります。

#### 欧州

財政緊縮や高い失業率など構造的な問題は依然として残るものの、第3四半期には景気も漸く底を打った感があります。自動車業界においても低迷していた自動車需要が第3四半期以降には回復の兆しを見せ始めました。このような状況の下、売上高は為替換算の影響（15億円）等もあり74億円（前年同期比51.7%増）となりました。利益面では円安の為替換算影響で1億円の損失の拡大がありましたが、販売価格の値上げ交渉および原価低減、固定費削減が進んだこと等により、営業損失は6億円（前年同期差2億円の改善）にとどめることができました。

#### 中国

金融環境の悪化が懸念されましたが、輸出の回復などに支えられ、GDPは7%半ばの成長を確保しました。自動車業界においては、販売台数は前年比10%を超える成長が続いております。当社グループにおいては、日系完成車メーカーの受注の回復や新規モデル立ち上げによる受注拡大、円安による為替換算の影響（22億円）もあり、売上高は108億円（前年同期比78.1%増）となりました。利益面では人件費の上昇や生産拡大に伴う償却費負担の増加などがあったものの、利益率の高い摩擦材を中心とする受注の拡大や円安による影響などもあり、営業利益は16億円（前年同期比3.4倍）と売上とともに過去最高を達成いたしました。

#### タイ

順調な景気拡大があった上期に比べ、下期は政情不安などもあり景気は減速しました。自動車業界においては、自動車購入支援策終了による反動減で下期は内需が想定以上に冷え込みました。当社グループにおいても新車販売の落ち込みや二輪車の販売不振などの影響により現地通貨ベースでは売上高は減少しましたが、為替換算の影響（11億円）により、売上高は62億円（前年同期比21.4%増）となりました。利益面では、人件費の上昇があったものの、基幹部品（ブレーキピストン）の内製化を含む生産の合理化及び経費削減などにより、営業利益は5億円（前年同期比3.5倍）となり、過去最高を達成いたしました。

## インドネシア

主力の資源輸出の伸び悩みと燃料価格の引き上げ、インフレ抑制を目的とした利上げが経済成長率を押し下げましたが、自動車業界においては、9月からのローコストグリーンカー（LCGC）の立ち上がりが順調だったこともあり、乗用車の販売台数は過去最高となりました。当社グループにおいては二輪車では若干の受注の減少があったものの、日系四輪自動車メーカーからの受注が増加したことや為替換算の影響（13億円）もあり、売上高は157億円（前年同期比19.2%増）となりました。利益面では、人件費の上昇や原材料の市況の悪化などが利益を圧迫しましたが、その一部を販売価格に反映できたことや円安による影響などもあり、営業利益は21億円（前年同期比15.8%増）を達成いたしました。

### （注1）当連結会計年度とは

- (1) 北米・中国・タイ・インドネシア：平成25年1月～平成25年12月
- (2) 日本・欧州：平成25年4月～平成26年3月 となります。

### （2）キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比72億円減少の135億円となりました。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

189億円の収入（前年同期比113億円の収入増加）となりました。主な要因は、税金等調整前当期純利益74億円及び減価償却費89億円によるものです。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

203億円の支出（前年同期比163億円の支出増加）となりました。主な要因は、北米を中心とした設備投資などの有形固定資産の取得による支出217億円によるものです。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

62億円の支出（前年同期比42億円の支出増加）となりました。主な要因は、短期借入金の純増額54億円があった一方で、長期借入金の返済による支出150億円によるものです。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
日本	80,415	8.2
北米	119,920	25.0
欧州	5,530	58.1
中国	10,933	78.9
タイ	5,930	23.6
インドネシア	14,772	20.0
合計	237,499	20.5

- (注) 1 金額は、販売価格によるものであります。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
日本	80,622	1.5	7,249	3.8
北米	120,295	22.9	3,202	29.2
欧州	5,408	54.0	464	36.4
中国	11,116	74.7	1,007	51.4
タイ	5,740	12.1	376	30.8
インドネシア	14,749	18.3	1,166	1.9
合計	237,931	14.8	13,464	10.4

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
日本	80,356	3.1
北米	119,572	24.0
欧州	5,284	52.2
中国	10,775	78.1
タイ	5,908	20.8
インドネシア	14,771	20.1
合計	236,665	14.9

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 2 セグメント間の取引については相殺消去しております。  
 3 前連結会計年度及び当連結会計年度における主な相手先への販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。なお、本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
General Motors Corporation	48,487	23.5	56,392	23.8

### 3【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものでありますが、予測しえない経済状況の変化等さまざまな要因があるため、その結果について、当社が保証するものではありません。

#### (1) 対処すべき課題

akebonoの基軸であり成長目標であるGlobal 30（OEMディスクブレーキパッド世界シェア30%の獲得）のゴールを平成32年度（2020年度）と定め、その達成に向け、平成27年度を最終年度とする新中期経営計画「akebono New Frontier 30 - 2013」を策定いたしました。

新中期経営計画は「将来に向けた技術の差別化」、「革命的な原価低減に向けた努力の継続と海外への展開」、「日米中心から日米欧アジアへのグローバル化の加速」を3本の柱としています。これは事業の拡大と企業価値の向上を目指し、OEMディスクブレーキパッド世界シェア30%の獲得に向けた競争力強化を図るものであり、平成22年に策定した基本戦略に変更はありません。概要は下記のとおりです。

##### < 将来に向けた技術の差別化 >

これまで培ってきたノイズや振動に対する知見をさらに深めるとともに、それらをベースとした「コスト面での圧倒的な強さ（共通化／標準化・低コストブレーキ等）」、「地球環境面で他社が追従できないような製品技術（軽量化・電動化・EV/HV車対応・環境負荷軽減製品の開発等）」、「地球環境に優しくコスト競争力の高い次世代生産設備の開発等」、「高性能車に装着される製品」、「新興国で求められている小型・低価格車市場でも大きなシェアを取るための技術」等の競争力強化に取り組んでまいります。

##### < 革命的な原価低減に向けた努力の継続と海外への展開 >

事業のあらゆる面を「共通化・標準化」していくことで効率を高め、個別のニーズには「特性」を組み合わせ、競争力を高めてまいります。また、現地調達化、グローバル最適生産による原価低減を更に推進してまいります。

##### < 日米中心から日米欧アジアへのグローバル化の加速 >

グループの中心である日本を技術・ものづくりの情報発信基地としながら、グループ最大の事業規模となった北米事業の更なる拡大と強化、及び欧州における高性能ブレーキによるビジネス拡大、成長市場であるアジアを中心とした新興国ビジネスの強化を行ってまいります。同時に、グローバル供給網、グローバル開発体制の拡充による競争力強化により、拡大が続くグローバルプラットフォーム車への対応を図ってまいります。

#### (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式会社の支配に関する基本方針について定めており、その内容は次のとおりであります。

##### 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大量の株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などとの良好な関係の維持はもとより、1929年の創業以来、当社が築き上げてきた様々な専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

また、突然の大量の株式買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当なものかどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料になると考えます。

そこで、当社としましては、大量の買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間の経過を待つべきであると考えております。また、かかる合理的なルールに違反する買付行為に対して、当社取締役会が当該ルールに従って適切と考える方策をとることは、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

もっとも、当社は、大量の買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えておりますので、当該買付行為への対応策の導入・継続・廃止や当該対応策に基づく具体的な対抗措置の発動の是非については、基本的には当社株主総会における株主の皆様のご意向を直接確認することが望ましいと考えております（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。）。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業理念を『私達は「摩擦と振動、その制御と解析」により、ひとつひとつのいのちを守り、育み、支え続けて行きます』と定め、経営方針である「お客様第一」「技術の再構築」「グローバルネットワークの確立」に基づき、ブレーキ製品関連事業に経営資源を集中した事業展開により、業績の拡大を目指しております。

akebonoの基軸であり成長目標であるGlobal 30 (OEMディスクブレーキパッド世界シェア30%の獲得)のゴールを平成32年度(2020年度)と定め、その達成に向け、平成27年度を最終年度とする新中期経営計画「akebono New Frontier 30 - 2013」を策定いたしました。

新中期経営計画は「将来に向けた技術の差別化」、「革命的な原価低減に向けた努力の継続と海外への展開」、「日米中心から日米欧アジアへのグローバル化の加速」を3本の柱としています。これは事業の拡大と企業価値の向上を目指し、OEMディスクブレーキパッド世界シェア30%の獲得に向けた競争力強化を図るものであり、平成22年に策定した基本戦略に変更はありません。概要は下記のとおりです。

< 将来に向けた技術の差別化 >

これまで培ってきたノイズや振動に対する知見をさらに深めるとともに、それらをベースとした「コスト面での圧倒的な強さ(共通化/標準化・低コストブレーキ等)」、「地球環境面で他社が追従できないような製品技術(軽量化・電動化・EV/HV車対応・環境負荷軽減製品の開発等)」、「地球環境に優しくコスト競争力の高い次世代生産設備の開発等」、「高性能車に装着される製品」、「新興国で求められている小型・低価格車市場でも大きなシェアを取るための技術」等の競争力強化に取り組んでまいります。

< 革命的な原価低減に向けた努力の継続と海外への展開 >

事業のあらゆる面を「共通化・標準化」していくことで効率を高め、個別のニーズには「特性」を組み合わせ、競争力を高めてまいります。また、現調化、グローバル最適生産による原価低減を更に推進してまいります。

< 日米中心から日米欧アジアへのグローバル化の加速 >

グループの中心である日本を技術・ものづくりの情報発信基地としながら、グループ最大の事業規模となった北米事業の更なる拡大と強化、及び欧州における高性能ブレーキによるビジネス拡大、成長市場であるアジアを中心とした新興国ビジネスの強化を行ってまいります。同時に、グローバル供給網、グローバル開発体制の拡充による競争力強化により、グローバルプラットフォーム車への対応を図ってまいります。

2. 本基本方針の実現に資する特別な取組みに関する当社取締役会の考え方

上記の中期経営計画に基づく取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主共同の利益を著しく損なう買付者が現れる危険性を低減するものですから、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものですから、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えます。

本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(当社株券等の大量買付行為に関する対応策)

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量の買付行為への対応策として、以下に定める内容の合理的なルール(以下「大量買付ルール」といいます。)を設定いたします。

なお、に記載する当社株券等の大量買付行為への対応策を以下「本プラン」といいます。

1. 本プランの対象

本プランは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。)を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外いたします。

なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を以下「大量買付者」といいます。

注1: 特定株主グループとは、

( ) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等)をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者(以下「準共同保有者」といいます。)又は、

- ( ) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- ( ) 特定株主グループが、注1の( )記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとし、）と、当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、ととの合算において、ととの間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）又は、  
( ) 特定株主グループが、注1の( )記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計を意味します。

なお、各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## 2. 大量買付ルールの内容

### (1) 大量買付ルールの概要

大量買付ルールは、大量買付行為が行われる場合に、(i)大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、( )当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、( )取締役会が株主の皆様当社経営陣の計画、代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行ない、( )当該大量買付行為に対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様意思を確認する機会を確保するため、大量買付者には、上記(i)から( )の手続きが完了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

### (2) 情報の提供

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表取締役宛に、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大量買付行為の概要を明示した、大量買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大量買付者から提供いただくべき本必要情報のリストを当該大量買付者に交付します。当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等と協議の上、当該情報だけでは不十分と認められる場合には、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

大量買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者及び特別関係者を含みます。）の概要（大量買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大量買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

当社株券等の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）

当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大量買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

### (3) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大量買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

### (4) 当社株主総会における株意思の確認

当社取締役会は、大量買付者において大量買付ルールが遵守されている場合、原則として、取締役会評価期間満了後に以下に定める要領に従って、すみやかに当社株主総会（以下「株意思確認総会」といいます。）を開催し、株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを決するものとします。

但し、当社取締役会は、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かの判断を委ねるのが相当と判断する場合には、株意思確認総会を開催しないことができるものとします（この場合、当社取締役会は、当該大量買付行為に対し対抗措置をとりません。）。

当社取締役会は、株意思確認総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定するため、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。

株意思確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とします。

当社取締役会は、株意思確認総会において株主の皆様が発動の是非をご判断いただくべき対抗措置の具体的な内容を、事前に決定のうえ、公表します。

株意思確認総会の決議は、法令及び当社定款第43条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとします。

大量買付者は、株意思確認総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。

（なお、大量買付者が株意思確認総会終結時まで当社株券等の買付けを開始したときは、当社取締役会は、株意思確認総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。）

当社取締役会は、株意思確認総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は株意思確認総会の開催の延期若しくは中止をすることができるものとします。

## 3. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守された場合は、上述のとおり、当社取締役会は、株意思確認総会において対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとりません。

## 4. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、当社取締役会から独立した外部専門家等の意見も参考にし、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は（注）新株予約権概要に記載のとおりです。

なお、大量買付者により、大量買付ルールが遵守されなかった場合であっても、当社取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、上記2（4）に定める要領に従って株意思確認総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとします。

## 5. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 本プランの導入・継続が株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様へ提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受けられる機会を確保し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を直接的に判断していただくことを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、

大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主価値の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本プランの導入及び継続は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記3.及び4.において述べたとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

#### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合等一定の場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大量買付ルールを遵守しない大量買付者、及び株主の皆様が株主意思確認総会において対抗措置を発動することが相当と判断した大量買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。例えば、具体的対抗措置として無償割当てによる新株予約権の発行を決議した場合に、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落日以後に当該決議を撤回することは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

#### (3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

##### イ．株主名簿への記載・記録の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるためには、割当期日における最終の株主名簿に株主として記載又は記録される必要があります。

##### ロ．新株予約権の行使の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容・数等の必要事項及び株主ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、新株予約権1個当たり1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個につき、当社取締役会が別途定める数の当社株式が発行されることとなります。

##### ハ．当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するために振替株式を記録するための口座の情報の提供をお願いすることがあります。

なお、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

## 6. 本プランの有効期限

平成26年6月18日開催の当社第113回定時株主総会において本プラン継続の承認議案が可決されたため、本プランの有効期限は、平成27年6月30日までに開催される第114回定時株主総会の終結の時までとします。但し、当社第114回定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期限は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。当社取締役会は、本プランを継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

但し、本プランは、有効期限の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会の決議に基づいて、廃止することができるものとします。また、当社株主共同の利益の保護の観点から、関係法令の整備や、東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。但し、関係法令及び取引所規則等の改廃に伴う、実質的な内容の変更を含まない本プランの技術的修正については、当社取締役会決議により行うことができるものとします。これらの変更又は修正を行う場合には、その内容を速やかにお知らせします。

なお、本プランの有効期限は当社第114回定時株主総会の終結の時までの約1年間ですので、取締役会が本プランの継続の承認を求める議案を同定時株主総会に提出しなければ本プランは延長されず失効しますし、また、有効

期限の満了前に当社株主総会又は取締役会の決議に基づき本プランを廃止することもできます。さらに、本プランにおいては、取締役会があらかじめ同意をすれば、特定の当社株券等の買付行為に対する本プランの適用を排除することもできます。以上から、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策。）ないしスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策。）のいずれにもあたりません。

7. 本プランが本基本方針に沿うものであること、当社株主共同の利益を損なうものではないこと、及び当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 本プランが本基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付ルールの内容、大量買付行為が為された場合の対応方針、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、株主の皆様が当社取締役会が対抗措置をとることの是非を株主意思確認総会において直接的に意思を確認した後にのみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがある旨を定めております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合は、原則として株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対して対抗措置を発動すべきか否かを決するものとしており、対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとらない旨を定めております。

このように本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(2) 本プランが当社株主共同の利益を損なうものではないこと

で述べたとおり、本基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を判断していただくことを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが当社株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効・延長が当社株主の皆様が承認を条件としており、当社株主が望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様が判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われ、原則として株主の皆様が株主意思確認総会において直接的に発動の是非を判断していただきます。また、当社取締役会は単独で本プランの発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様が承認を要します。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

(注)新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会で定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。)の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得事由及び取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

## 4【事業等のリスク】

当社グループの事業において、重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、次のようなものがあると考えており、会社運営にあたり注意を払っております。

### 1) 技術革新・新製品開発におけるリスク

当社グループは、真のグローバルイノベーションの中で事業展開をはかるために「将来に向けた技術の差別化」を重点施策の一つと位置づけ、将来のニーズを予測し、多大な経営資源を技術革新・新製品開発に投入しておりますが、市場やお客様ニーズの予測の違いや業界の技術の急激な変化等により、お客様の必要とする新技術・新製品の開発がタイムリーに出来なかった場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 2) 海外事業展開に伴うリスク

当社グループの生産及び販売活動は、日本のみならず、北米、欧州、アジア等の地域に展開しており、現時点でも連結ベースでの海外売上比率は約60%を占めていますが、この比率はさらに高まることが予想されます。これらの海外での事業展開には、以下のようなリスクが内在しており、これらの事象が発生した場合、製品の生産、販売に遅延や停止が生じる可能性があります。これらの遅延・停止は当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

予期しえない法律・規則、不利な影響を及ぼす租税制度の変更

事業に対して不利な政治的または経済的要因の発生

人財の採用と確保の難しさ及び労務問題の発生

技術インフラの未整備

テロ・戦争・ストライキ等の社会的混乱

大規模な自然災害や伝染病の発生

### 3) 生産技術・設備に関するリスク

当社グループは、お客様のグローバルプラットフォーム化などのニーズに対応するためには、モノづくりを世界共通にすることが必要と考え、品質、効率、コスト面での更なる向上を図るため、生産技術開発および生産設備への投資に積極的に取り組んでおりますが、これらを効果的かつタイムリーに実施できなかった場合、あるいは、当社戦略と市場のニーズにズレが生じた場合、その投資を回収できず、ビジネスチャンスを失い、結果として、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 4) 情報管理および情報システムに関するリスク

当社グループでは、情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティ・個人情報保護について、ハード面・ソフト面（規則遵守・啓蒙活動）から漏洩防止等の情報管理の徹底に努めておりますが、当社グループで保有している機密情報、個人情報などが漏洩した場合、会社の信用失墜により当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの殆どの業務は情報システムのサポートを受けており、システムも年々複雑化高度化しているため、想定を超える災害の発生やコンピューターウィルスやハッカーの侵入その他の原因で、システムの誤動作や停止が発生した場合、その内容や規模により、正常な事業の継続が困難になることから当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 5) 製品の品質に関するリスク

当社グループでは、安全・安心を支える上で品質は最も重要であると考え、常に、より高度な品質保証体制の構築を目指しております。自工程での品質保証、過去の不具合に学び失敗を繰り返さないなどの活動の浸透を進め、万全の体制をもって製品の生産に努めております。但し、当社グループの製品は直接安全に関わる製品であり、万が一、製品の欠陥等が発生し、お客様への流出が防止できなかった場合、多大な費用の発生と社会的信用の低下により、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 6) 人材育成および確保に関するリスク

当社グループにとって人材は経営の基盤であり、競争力を維持・向上し続けるためには、高度な専門技術に精通した人材、経営のマネジメント能力に優れた人材を採用し、高齢化に対する技術を伝承する人材を計画的に育成することが重要であると考えております。特に近年、グローバルな事業活動を一層進めるなかで、グローバルに活躍できる人材の育成・確保が急務であり、国内外での積極的な採用活動、研修・教育の充実、コア人材の流出の防止などの施策を講じていますが、これらの施策にも拘わらず、当社グループが人材育成・確保、適材適所の配置が計画通り進まなかった場合、長期的視点から当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 7) 市場・経済状況の変化によるリスク

当社グループにおける営業収入は当社グループが製品を生産・販売している国または地域の経済状況の影響を受けます。すなわち、日本・北米・欧州・アジアを含む当社グループの主要市場における景気後退、及びそれに伴う予測を超えた需要の縮小は当社グループの業績及び財政状態に多大な影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループにおける営業収入のうち、OEM製品の依存度が大きく、そのため自動車メーカー及びTier 1メーカー（自動車メーカーの1次取引先）の業績不振、予期せぬ契約の打ち切り、価格の値引き、調達方針の変更は当社グループの事業、業績及び財政状態に多大な影響を及ぼす可能性があります。また、国内外の競合他社との競争の激化等により、製品価格あるいは販売量が大幅に変動した場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 8) 環境・安全に関する規制におけるリスク

当社グループでは、地球環境保全の見地から環境問題への対応は企業としての重要な社会的責任であると考えており、地球環境委員会を設置し、環境に配慮した製品の開発、CO<sub>2</sub>排出削減を始めとして様々な環境対策を進めております。また、当社グループが事業を展開する各国における環境に関する規制および自動車の安全性への規制は強化される傾向にあり、これらの規制を遵守するための技術的課題に適応する投資が増大すると予想しております。環境・安全規制への適応が難しい場合、当社グループへの社会的信頼が損なわれる可能性も想定され、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが過去に原材料として使用していたアスベストの問題については、社内に特別委員会を設置し、従業員・近隣住民を含めての健康診断や相談窓口を設ける等積極的対応を実施しておりますが、アスベストを含む製品に携わった従業員や工場周辺住民の健康被害に関連して発生する訴訟や費用負担が当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 9) 災害等に関するリスク

当社グループは、国内外に多くの事業拠点を有しております。各拠点では、地震、台風、洪水等の自然災害や強毒化した新型インフルエンザなど疫病の流行による操業停止をせざるを得ない様な事態の発生に備え、従業員の安全確保、災害の未然防止、早期復旧、建物の耐震補強、設備の転倒防止、事業継続計画（BCP）および危機管理マニュアルの整備、防災訓練の実施などの対策を進めております。但し、予想を超える規模の被災により建物や設備の倒壊・破損、ライフライン・輸送ルート・情報インフラの寸断、人的資源への重大な影響などによる生産の中断といった事態が生じた場合、当社グループの事業活動の一部または全体に大きな支障をきたす可能性があります。また、損害を蒙った建物・設備等の修復のために多額の費用が発生したり、顧客への製品供給が遅れること等により、当社グループの事業、業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 10) コンプライアンスに関するリスク

当社グループでは、グローバルベースの「行動規範」「行動基準」を定め、また、「コンプライアンスマニュアル」の配布、各種の教育プログラムの実施、問題の未然防止・早期発見のための社内外での相談窓口の設置など、役職員一人ひとりがコンプライアンス意識を向上して、法令・社会規範・倫理に即した行動を行うように周知徹底に努めています。また、「コンプライアンス委員会」を設置し、この委員会の統括下でコンプライアンスの徹底に取り組んでいます。しかしながら、こうした対策は目的の達成を完全に保証したのではなく、役職員個人による法令違反を含むコンプライアンス上の問題が発生した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 11) 知的財産におけるリスク

当社グループは、他社製品と差別化せしめる技術とノウハウを保持しております。これらの技術とノウハウは今後の当社グループの発展に不可欠なものであり、これらの知的財産保護については最善の努力を傾注しておりますが、特定の地域では、知的財産権による保護が不完全であったり、限定的でしかないことも発生しております。このため、第三者が当社グループの知的財産を無断使用して類似した製品を製造することを防止できない可能性があり、このような場合、当社グループは損害を被ることになります。また、当社グループが知的財産権に関して、第三者より訴訟を提起されたり、当社グループが自らの知的財産権保全のために訴訟を提起しなければならないことがあります。その場合において、多額の訴訟費用が費やされる可能性もあり、また、当社グループが第三者の知的財産権を侵害しているとの申し立てが認められた場合には、当社グループが特定の技術を利用できない可能性や多額の損害賠償責任を負う可能性もあります。このように、知的財産権について重大な係争問題が発生した場合には、当社グループの事業、業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 12) 原材料等の調達に関するリスク

当社グループは多数の外部取引先から原材料・鋼材・部品等を調達しておりますが、そのいくつかの原材料・鋼材・部品等については、市況変化による価格の高騰や品不足、特定の取引先への依存による取引先の生産能力不足による納入遅延、取引先が製造した製品の欠陥、経営状態の悪化、不慮の事故、自然災害等によって、当社グループの製造コストの上昇、生産遅延・停止が起こり、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 13) 為替・金利などの変動によるリスク

当社グループの事業は、各地域毎に原材料・部品の輸入、製品等の輸出の取引があります。為替リスクを最小限に軽減すべく、当社グループは為替予約等によるヘッジを実施しておりますが全てのリスクをヘッジすることは難しく、その変動は当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の海外関係会社財務諸表は現地通貨で作成されておりますが、当社グループの連結財務諸表作成時においてこれらの財務諸表は円換算されるため、現地における通貨金額が変わらない場合においても、換算時の為替レートにより円換算後の連結財務諸表上の金額が影響を受けることがあります。また、金利情勢や証券市場の変動が当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

なお、上述した将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

## 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

当社グループでは、コア技術である「摩擦と振動、その制御と解析」技術を活かし、自動車のみならず、あらゆる交通機関の各種ブレーキ製品を担う新摩擦材・次世代型のブレーキの開発を進めております。また製品開発を支える基礎技術、解析の深化を重点的に行うための研究開発への投資と開発体制の充実を図っております。

開発戦略としては、“環境・低コスト・高性能”の3軸を基本とし、音・振動に対する知見をさらに深化させ、共通化/標準化の思想に基づいた軽量化・電動化などの環境対応技術開発、低コストブレーキ開発、高性能ブレーキ技術開発を推進してまいります。これらの開発は日本・米国・欧州・中国に加え、成長著しいASEAN市場をにらみ新たにタイに平成26年1月に開発拠点を設立致しました。今後も、地産地消を基本に現地開発、現地調達を更に促進し、グローバル拠点間での特長を活かしながら、必要な技術を駆使してグローバル競争力を高めた次期製品開発に注力してまいります。

(日本)

ブレーキ摩擦材開発については、高性能化と低コスト化という市場・お客様ニーズの二極化に対応した開発取組みを進めております。乗用車用高性能パッドと低コストパッドを中心に、高性能で音・振動特性に優れ、且つ昨今着目されてきているホイールダストについても低減させ、環境に配慮した安全な摩擦材原材料を使用した高品質な製品の開発を進めると同時に、低コスト化についても、性能や環境へ配慮しながら開発を進めております。また、米国ワシントン州を含む複数の州で条例化された摩擦材の新たな環境規制に対応する為、新摩擦材の開発に取り組んでおります。

ディスクブレーキ・ドラムブレーキの開発においても、高性能化と低コスト化の両面から開発に注力しております。高性能車対応として開発された、アルミ合金製対向型ブレーキは高い評価を頂きました。

現在開発中の高性能車両向けアルミ合金製対向型ブレーキにおきましては、F1用ブレーキ開発で培った技術を盛り込み、部品の共通化・標準化を徹底的に実行し、コスト競争力の向上と、抽出されたリソースの新規開発への配分を増加させる事によって、差別化製品を提供してまいります。

環境に配慮した製品開発に対しても、車の燃費向上の観点から革新的な軽量化と引き摺り低減に取り組んでおります。電動化技術ではブレーキに小型電気モーターを搭載し、電気信号で制動を行える電動ブレーキ、パーキング機能のみを電動化した電動パーキングといった製品の技術開発を北米と連携しながら行っております。また、グローバルでの供給を更に強化させるため、技術面とコスト面のベンチマークを徹底して行い、使用地域の独自性や使用状況に応じた製品造りへの技術開発を進めております。

（株）曙ブレーキ中央技術研究所においては、〔1〕素材開発（摩擦特性制御、低環境負荷）〔2〕次世代摩擦材の開発（小型、軽量化、高性能化）〔3〕摩擦現象の研究（摩擦挙動メカニズム）を中心として研究開発に取り組んでおります。安全性、快適性、長寿命に向けた摩擦制御に寄与する独自材料開発、脱枯渇、戦略資源を狙った低環境負荷型の材料開発、鋳鉄のレアアース削減、新分野開拓を目指した機能性粒子の創製、摩擦材材料の摩擦挙動現象との関係、ゼロエミッションに向けた表面処理技術などの研究テーマを遂行し、他社との差別化、優位性確保を図っております。

(北米)

北米自動車メーカーはもとより、グローバルなニーズ及びワシントン州を含む複数の州で条例化された摩擦材の新たな環境規制に対応する新摩擦材や次世代ブレーキの製品開発に取り組んでおります。日系自動車メーカーについても、開発から量産までの現地完結型開発を展開しております。摩擦材においては、乗用車からピックアップトラック用まで高性能で音振特性に優れ、前述の新たな環境規制に対応するさらに環境に配慮した材料開発を行っております。

ブレーキの機構開発については、乗用車からSUV、ピックアップトラック用まで幅広く開発活動を行っており、軽量アルミ合金によるディスクブレーキの開発も展開しております。また、ディスクロータ/ドラムについても量産展開しており、ブレーキモジュール開発による軽量で音・振動特性に優れた高性能、高品質な製品開発を行っております。電動化技術につきましては、日本と連携しながらお客様の声を反映させた開発を進めております。

(欧州)

欧州における、摩擦材開発に関しては、高速でのユーザーに対応する高性能（効き、ジャダー）及び、音・振動特性、REACH(Registration, Evaluation Authorization and Restriction of Chemicals: 化学物質の登録、評価、認可、および制限に関する規則)の導入など、環境規制の厳しい欧州市場に適合する摩擦材から日米市場向け輸出欧州車に適合する摩擦材まで幅広いお客様ニーズに対応できる開発を行っております。日系のお客様のみならず、欧州市場でのお客様に対する摩擦材の開発、生産の供給体制を整えております。現地調達原材料による材料の共通化および欧州製法の導入により、コスト競争力の強化を目的とした開発をしております。

開発拠点のあるフランス以外では、ドイツに開発の出先機関（現地法人）を置き、よりお客様に密接したディスクブレーキ適用開発を進めており、イギリスにある開発の出先機関では、モータースポーツ用ディスクブレーキ開発及び高性能車両向けディスクブレーキ開発に特化し、日本と連携しながらお客様の声を反映させた開発を進めております。

(中国)

新興国市場のニーズに合わせた製品を提供するため、現地のお客様の声を反映させた製品の開発・設計を進めております。摩擦材においては、部品・原材料の現地調達化と現地の環境に適したつくり方により、新興国市場で通用するコストと性能特性を有する製品開発を行っております。ディスクブレーキにおいては、中国市場のお客様の要求や使用方を調査・分析し、必要な機能・性能を低コストで提供できる製品の開発と提案を行っております。

(タイ)

成長著しいASEAN諸国向けのブレーキ開発の拠点とすべく、タイに平成26年1月に新たに設立いたしました。地産地消を基本に現地開発、現地調達を更に促進し、お客様のニーズを反映した開発を推進して参ります。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は2,338百万円であり、この他に日常的な改良に伴って発生した研究開発関連の費用は8,175百万円であります。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものでありますが、予測しえない経済状況の変化等さまざまな要因があるため、その結果について、当社が保証するものではありません。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、固定資産の減損、有価証券の減損、繰延税金資産の計上、引当金の計上等の重要な会計方針に関する見積りをおこない、継続して評価を実施しています。

なお、実際の結果は、見積りによる不確実性が存在するため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度は、売上高は2,367億円と対前年同期比306億円（14.9%）増加となりました。売上原価は2,099億円と対前年同期比273億円（15.0%）増加となり、販売費及び一般管理費は187億円と対前年同期比5億円（2.4%）の減少となり、営業利益は81億円と対前年同期比38億円（87.3%）の増加となりました。

営業外損益については、収益では、為替相場の変動の影響により為替差益が2億円増加、費用では、支払利息が1億円増加するなど経常利益は73億円と対前年同期比39億円（113.7%）の増加となりました。

特別損益については、利益では、投資有価証券売却益5億円などが計上され、損失では、環境対策費1億円などを計上しております。

以上の結果、税金等調整前当期純利益は74億円と対前年同期比38億円（105.4%）の増加、当期純利益は24億円と対前年同期比19億円（368.0%）増加となりました。

### (3) 財政状態の分析

#### （資産）

当連結会計年度末の資産は1,992億円と前連結会計年度末比126億円の増加となりました。

流動資産は731億円と前連結会計年度末比33億円の減少となりました。主な要因は、現金及び預金が71億円減少した一方で、受取手形及び売掛金が11億円増加、たな卸資産が25億円増加したことによるものです。固定資産は1,261億円と前連結会計年度末比160億円の増加となりました。主な要因は、北米を中心とした設備投資により有形固定資産が173億円増加したことによるものです。

#### （負債）

当連結会計年度末の負債は1,388億円と前連結会計年度末比60億円の増加となりました。

流動負債は692億円と前連結会計年度末比71億円の増加となりました。主な要因は、支払手形及び買掛金が45億円増加、短期借入金が79億円増加した一方で、1年内返済予定の長期借入金が52億円減少したことによるものです。固定負債は696億円と前連結会計年度末比12億円の減少となりました。主な要因は、長期借入金が51億円減少した一方で、リース債務が32億円増加したことによるものです。

なお、有利子負債残高（902億円）から「現金及び預金」を控除したネット有利子負債残高は762億円であります。

#### （純資産）

当連結会計年度末の純資産は604億円と前連結会計年度末比66億円の増加となりました。主な要因は、利益剰余金が11億円増加、円安により為替換算調整勘定が50億円増加したことによるものです。

(4) 資金の流動性及び財源について

資金の流動性について

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、189億円のキャッシュを得ました。主な要因は、税金等調整前当期純利益74億円及び減価償却費89億円によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、203億円のキャッシュを使用しました。主な要因は、北米を中心とした設備投資などの有形固定資産の取得による支出217億円によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、62億円のキャッシュを使用しました。主な要因は、短期借入金の純増額54億円があった一方で、長期借入金の返済による支出150億円によるものです。

以上の結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比72億円減少の135億円となりました。

資金の財源について

資金の財源につきましては、昨今の金融動向を踏まえ、手元流動性を確保するため金融機関からの借入れをおこなっております。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、北米は大型ピックアップやSUV等を中心に市場が拡大し、アジア地域でも輸出の回復や内需の拡大に支えられ、自動車生産・販売ともに増加しており、日本国内は軽自動車の販売が過去最高を記録したことや完成車メーカーが相次ぎ投入した新型車の効果に加え、下期に消費税増税前の駆け込み需要もあり、生産・国内販売とも数年ぶりの高水準となりました。しかしながら欧州の財政危機問題、新興国の景気動向など先行きに不透明感が残る状況ではありますが、当社グループにおいては総じて収益を拡大する環境が整ってきております。

当社グループとしては、akebonoの基軸であり成長目標であるGlobal 30（OEMディスクブレーキパッド世界シェア30%の獲得）のゴールを平成32年度（2020年度）と定め、その達成に向け、平成27年度を最終年度とする新中期経営計画「akebono New Frontier 30 - 2013」を策定いたしました。

新中期経営計画は「将来に向けた技術の差別化」、「革命的な原価低減に向けた努力の継続と海外への展開」、「日米中心から日米欧アジアへのグローバル化の加速」を3本の柱としています。これは事業の拡大と企業価値の向上を目指し、OEMディスクブレーキパッド世界シェア30%の獲得に向けた競争力強化を図るものであり、平成22年に策定した基本戦略に変更はありません。グループ一丸となって業績の拡大と企業価値を向上することにより、目指す姿の実現に取り組んでまいります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度に実施いたしました設備投資（無形固定資産を含む）は、総額で218億円となりました。その内訳は、日本53億円・北米130億円・欧州6億円・インドネシア11億円・中国15億円・タイ3億円であります。それぞれの主な投資内容は、日本では次世代摩擦材設備、北米では新規立上げに関する投資やメキシコの建屋・インフラへの投資、欧州では開発設備、インドネシア・中国・タイでは受注拡大に伴う増産対応投資であります。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地	m <sup>2</sup>	その他	合計	
開発部門 (埼玉県羽生市)	日本	研究開発設備	1,346	1,304	-	-	273	2,923	274 (16)
開発部門 (福島県いわき市)	日本	ブレーキ制動テスト 設備	592	191	1,752	764,848	21	2,556	18 (-)
本社他 (東京都中央区他)	日本	本社業務関係他	5,911	1,021	5,182	100,190	553	12,667	717 (70)
館林鑄造所 (群馬県館林市)	日本	ブレーキ部品の製造 設備	1,337	727	1,260	30,001	21	3,344	87 (4)
曙ブレーキ岩槻製造(株) 貸与 (注)4 (埼玉県 さいたま市岩槻区)	日本	ディスク及びドラム ブレーキアッセンブ リー、シューアッセ ンブリー等の製造設 備	1,325	3,144	4,213	100,279	296	8,978	806 (214)
曙ブレーキ福島製造(株) 貸与 (注)4 (福島県桑折町)	日本	ブレーキライニン グ、鉄道車両用部品 の製造設備	440	488	2,284	133,065	78	3,290	342 (57)
曙ブレーキ山形製造(株) 貸与 (注)4 (山形県寒河江市)	日本	ディスクブレーキ パッドの製造設備	969	21	1,721	131,371	3	2,713	364 (77)

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品の金額であり、建設仮勘定の金額を含んでおりません。なお、金額には消費税等を含んでおりません。

2 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。

3 従業員数の( )は臨時従業員数を外書しております。

4 従業員数には、提出会社からの出向者が含まれております。

(2) 国内子会社

平成26年3月31日現在

国内子会社名	事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数(名)
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地	m <sup>2</sup>	その他	合計	
曙ブレーキ山形製造㈱	本社(山形県寒河江市)	日本	ディスクブレーキパッドの製造設備	316	1,722	-	-	104	2,142	364(77)
曙ブレーキ山陽製造㈱	本社他(岡山県総社市)	日本	ディスク及びドラムブレーキアセンブリー、シューアセンブリー、ブレーキ部品の製造設備	627	696	904	105,613	80	2,308	565(26)

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品の金額であり、建設仮勘定の金額を含んでおりません。なお、金額には消費税等を含んでおりません。  
2 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。  
3 従業員数の( )は臨時従業員数を外書しております。

(3) 在外子会社

平成26年3月31日現在

在外子会社名	事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数(名)
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地	m <sup>2</sup>	その他	合計	
アケボノブレーキコーポレーション	本社(米国ミシガン州他)	北米	ブレーキ部品の製造設備、研究開発設備	5,804	15,644	964	958,053	241	22,653	3,133(9)
アケボノヨーロッパS.A.S.	本社(仏国ゴネス市他)	欧州	ブレーキ部品の製造設備、研究開発設備	454	695	117	46,852	38	1,305	172(1)
広州曙光制動器有限公司	本社(中国広州市)	中国	ブレーキ部品の製造設備	396	2,844	-	-	45	3,285	224(1)
曙光制動器(蘇州)有限公司	本社(中国蘇州市)	中国	ディスクブレーキパッドの製造設備	543	1,753	-	-	304	2,600	184(-)
ピーティーアケボノブレーキアストラインドネシア	本社(インドネシアジャカルタ市)	インドネシア	ブレーキ関連部品の製造設備	1,181	2,048	-	-	188	3,417	1,029(1)
アケボノブレーキタイランドCO.,LTD.	本社(タイチョンブリ県)	タイ	ブレーキ部品の製造設備	667	2,186	356	40,387	7	3,216	347(1)

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品の金額であり、建設仮勘定の金額を含んでおりません。なお、金額には消費税等を含んでおりません。  
2 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。  
3 従業員数の( )は臨時従業員数を外書しております。

## 3【設備の新設、除却等の計画】

## (1) 重要な設備の新設等

会社	事業所 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
提出 会社	本社他 (東京都中央区他)	日本	鋳物製造設備、新工法設 備、情報システム他	3,116	-	自己資金 及び借入 金等	平成26年4月	平成27年3月	
	開発部門 (埼玉県羽生市)	日本	試験・研究開発用設備、高 性能ブレーキ開発設備	1,768	-		平成26年4月	平成27年3月	
連 結 子 会 社	曙ブレーキ岩槻製造㈱ (埼玉県さいたま市岩槻 区)	日本	ディスクブレーキ・ドラム ブレーキの製造設備(合理 化、環境保全、その他)	529	-	自己資金 及び借入 金等	平成26年4月	平成27年3月	(注)2
	曙ブレーキ福島製造㈱ (福島県桑折町)	日本	ブレーキライニング、産業 機械・鉄道用製品の製造設 備(合理化、環境保全、そ の他)	207	-		平成26年4月	平成27年3月	
	曙ブレーキ山形製造㈱ (山形県寒河江市)	日本	ディスクブレーキパッドの 製造設備(新工法、合理 化、環境保全、その他)	676	-		平成26年4月	平成27年3月	
	曙ブレーキ山陽製造㈱ (岡山県総社市)	日本	ディスクブレーキ・ドラム ブレーキの製造設備(合理 化、環境保全、その他)	329	-		平成26年4月	平成27年3月	
	㈱曙ブレーキ中央技術研 究所他(埼玉県羽生市他)	日本	試験・研究開発用設備他	21	-		平成26年4月	平成27年3月	
	アケボノブレーキコーポ レーション (米国ミシガン州他)	北米	研究開発用設備、ディス クブレーキ・ドラムブレ ーキ・ディスクブレーキパ ッドの製造設備(合理化、環 境保全、その他)	4,237	-		平成26年1月	平成26年12月	
	アケボノブレーキメキシ コS.A. de C.V. (メキシコ グアナファト 州)	北米	ディスクブレーキ・ドラム ブレーキの製造設備(合理 化、環境保全、その他)	891	-		平成26年1月	平成26年12月	
	アケボノヨーロッパ S.A.S. (仏国ゴネス市他)	欧州	研究開発設備、ディス クブレーキパッドの製造設 備(合理化、環境保全、そ の他)	560	-		平成26年4月	平成27年3月	
	アケボノアドバンスドエ ンジニアリング(UK)LTD. (英国ウォーキングハム 市)	欧州	高性能ブレーキ開発用設 備	5	-		平成26年4月	平成27年3月	
	アケボノブレーキスロバ キア s.r.o.(スロバキア トレンチーン市)	欧州	ディスクブレーキ製造工場	648	-		平成26年4月	平成27年3月	
	曙光制動器(蘇州)有限公 司 (中国蘇州市)	中国	ディスクブレーキパッドの 製造設備(合理化、環境保 全、その他)	1,337	-		平成26年1月	平成26年12月	
	広州曙光制動器有限公司 (中国広州市)	中国	ディスクブレーキ・ドラム ブレーキの製造設備(合理 化、環境保全、その他)	779	-		平成26年1月	平成26年12月	
	ピーティーアケボノブ レーキアストラインドネ シア (インドネシア ジャカル タ市)	インド ネシア	ディスクブレーキ・ブレ ーキ用部品の製造設備(合理 化、環境保全、その他)	440	-		平成26年1月	平成26年12月	
	アケボノブレーキアスト ラベトナムCO.,LTD. (ベトナム ハノイ市)	インド ネシア	ディスクブレーキ・マス ターシリンダーの製造設備	226	-		平成26年1月	平成26年12月	
アケボノブレーキタイラ ンドCO.,LTD. (タイ チョンブリ県)	タイ	ディスクブレーキの製造設 備(合理化、環境保全、そ の他)	1,231	-	平成26年1月	平成26年12月			

(注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 設備投資は更新投資を基本としており、設備完成後の生産能力に重要な変更がないため記載を省略しております。

## (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却及び売却を除き、重要な設備の除却及び売却の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年6月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	135,992,343	135,992,343	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	135,992,343	135,992,343	-	-

(注) 提出日現在の発行株式には、平成26年6月1日以降提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回(B)新株予約権(平成18年7月3日発行)

株主総会の特別決議日(平成18年6月20日)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	20	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)	-
新株予約権の行使期間	平成23年7月4日～ 平成28年7月3日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	-
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの 一部行使はできないものとし ます。その他の細目について は、当社と対象者との間で締 結する新株予約権割当契約書 に定めるところによります。	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするに は、当社取締役会の承認を要 します。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

第4回(B)新株予約権(平成19年7月2日発行)  
株主総会の特別決議日(平成19年6月21日)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	53	37
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,300	3,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)	同左
新株予約権の行使期間	平成24年7月3日～ 平成29年7月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとして します。その他の細目については、 当社と対象者との間で締結する 新株予約権割当契約書に定めると ころによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、 当社取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

第5回(B)新株予約権(平成20年6月20日発行)  
株主総会の特別決議日(平成20年6月19日)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	381	381
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	38,100	38,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月21日～ 平成50年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとして します。その他の細目については、 当社と対象者との間で締結する 新株予約権割当契約書に定めると ころによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、 当社取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

第6回(A)新株予約権(平成22年6月21日発行)  
株主総会の特別決議日(平成22年6月18日)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	102	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,200	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)	-
新株予約権の行使期間	平成24年6月22日～ 平成26年6月21日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	-
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとして します。その他の細目については、 当社と対象者との間で締結する 新株予約権割当契約書に定めると ころによります。	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、 当社取締役会の承認を要します。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

第6回(B)新株予約権(平成22年6月21日発行)  
株主総会の特別決議日(平成22年6月18日)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	894	894
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	89,400	89,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月22日～ 平成52年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとして します。その他の細目については、 当社と対象者との間で締結する 新株予約権割当契約書に定めると ころによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、 当社取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

第7回(A)新株予約権(平成23年6月20日発行)  
株主総会の特別決議日(平成23年6月17日)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	730	730
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	73,000	73,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)	同左
新株予約権の行使期間	平成26年6月21日～ 平成29年6月20日 (ただし、退任又は死亡の場合を除く)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとして します。その他の細目については、 当社と対象者との間で締結する 新株予約権割当契約書に定めると ころによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、 当社取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

第7回(B)新株予約権(平成23年6月20日発行)  
株主総会の特別決議日(平成23年6月17日)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,488	1,488
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	148,800	148,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月21日～ 平成53年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとして します。その他の細目については、 当社と対象者との間で締結する 新株予約権割当契約書に定めると ころによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、 当社取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

## 第8回(A)新株予約権(平成24年7月5日割当)

取締役会決議日(平成24年6月20日)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	131	131
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,100	13,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)	同左
新株予約権の行使期間	平成27年7月6日～ 平成30年7月5日 (ただし、退任又は死亡の場合を除く)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとして します。その他の細目については、 当社と対象者との間で締結する 新株予約権割当契約書に定め るところによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするに は、当社取締役会の承認を要 します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

## 第8回(B)新株予約権(平成24年7月5日割当)

取締役会決議日(平成24年6月20日)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	264	264
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	26,400	26,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)	同左
新株予約権の行使期間	平成24年7月6日～ 平成54年7月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとして します。その他の細目については、 当社と対象者との間で締結する 新株予約権割当契約書に定めると ころによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、 当社取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

## 第9回(A)新株予約権(平成25年6月28日割当)

取締役会決議日(平成25年6月13日)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	244	244
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,400	24,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)	同左
新株予約権の行使期間	平成28年6月29日～ 平成31年6月28日 (ただし、退任又は死亡の場合を除く)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとして します。その他の細目については、 当社と対象者との間で締結する 新株予約権割当契約書に定め るところによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするに は、当社取締役会の承認を要 します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

## 第9回(B)新株予約権(平成25年6月28日割当)

取締役会決議日(平成25年6月13日)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	495	495
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	49,500	49,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)	同左
新株予約権の行使期間	平成25年6月29日～ 平成55年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとして します。その他の細目については、 当社と対象者との間で締結する 新株予約権割当契約書に定めると ころによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、 当社取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

## ( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## ( 4 ) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## ( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年11月30日 (注) 1	25,000	135,992	6,362	19,939	6,362	9,793
平成22年7月31日 (注) 2	-	135,992	-	19,939	4,800	4,993

(注) 1 有償一般募集 普通株式 発行価額508.93円 資本組入額254.465円

2 平成22年6月18日開催の第109回定時株主総会決議による資本準備金4,800百万円の取崩しによる減少

## ( 6 ) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	38	34	142	128	3	10,774	11,119	-
所有株式数 (単元)	-	239,749	9,224	532,848	326,531	196	250,274	1,358,822	110,143
所有株式数 の割合(%)	-	17.64	0.68	39.22	24.03	0.01	18.42	100.00	-

(注) 当事業年度末現在の自己株式は3,071,012株であり、「個人その他」欄に30,710単元及び「単元未満株式の状況」欄に12株含まれております。当期末日現在の証券保管振替機構名義の株式は、3,500株であり「その他の法人」欄に、35単元含まれております。

なお、自己株式3,071,012株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は、3,070,012株であります。

(7)【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1	15,495	11.39
ロバート ボッシュ エルエルシー (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	2800 South 25th Avenue, Broadview, IL 60155-4594 U.S.A. (東京都中央区月島4-16-13)	12,597	9.26
いすゞ自動車株式会社	東京都品川区南大井6-26-1	12,111	8.90
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2-5-1	6,449	4.74
ドイチェ バンク アーゲー フランクフルト ドメスティック カストディー サービスズ (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	Alfred-Herrhausen-Allee 16-2465760 Eschborn Germany (東京都中央区月島4-16-13)	5,900	4.33
ビービーエイチ ポストン メツラー インベ ストメント ゲーエムペーハー フランクフル ト (常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	Grosse Gallusstrasse 18 D-60311 Frankfurt, Germany 0328 (東京都千代田区丸の内2-7-1)	5,261	3.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	5,218	3.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信 託口)	東京都港区浜松町2-11-3	4,474	3.29
アイシン精機株式会社	愛知県刈谷市朝日町2-1	3,133	2.30
カヤバ工業株式会社	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	2,000	1.47
セコム株式会社	東京都渋谷区神宮前1-5-1	2,000	1.47
計	-	74,640	54.88

(注)1 上記のほか、当社が実質的に所有している自己株式が3,070千株あります(発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.25%)。

- 2 ロバート ボッシュ エル・エル・シー及びその共同保有者(ブルフゼントラム ボックスベルグ ゲーエムペーハー)から平成19年3月29日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)の写しにより、平成19年1月3日現在で18,497,000株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、それぞれの会社の所有株式数は、次のとおりであります。

ロバート ボッシュ エル・エル・シー 15,297,000株  
ブルフゼントラム ボックスベルグ ゲーエムペーハー 3,200,000株

- 3 株式会社みずほ銀行及びその共同保有者(みずほ証券株式会社及びみずほ信託銀行株式会社)から平成26年3月7日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)の写しにより、平成26年2月28日現在で5,980,800株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、それぞれの会社の所有株式数は、次のとおりであります。

株式会社みずほ銀行 1,750,000株  
みずほ証券株式会社 135,300株  
みずほ信託銀行株式会社 4,095,500株

## ( 8 ) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,070,000	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 132,812,200	1,328,112	同上
単元未満株式	普通株式 110,143	-	-
発行済株式総数	135,992,343	-	-
総株主の議決権	-	1,328,112	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,500株(議決権35個)含まれております。また、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質所有していない株式1,000株(議決権10個)は、株式数の欄には含まれておりますが、議決権の数の欄には含まれておりません。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式12株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 曙ブレーキ工業(株)	東京都中央区日本橋小網町19-5	3,070,000	-	3,070,000	2.25
計	-	3,070,000	-	3,070,000	2.25

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

( 9 ) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法の規定に基づき、当社の取締役及び役付執行役員等に対して新株予約権を発行するものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

平成18年6月20日開催の定時株主総会の決議に基づくもの  
(長期新株予約権)

決議年月日	平成18年6月20日
割当対象者の区分及び人数	当社の取締役及び役付執行役員 17人
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	59,500株
新株予約権の行使時の払込金額	100円(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成23年7月4日～平成28年7月3日
新株予約権の行使の条件	各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権1個当たりの株式数は、100株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、目的となる株式を調整します。ただし、この調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使をしていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、切り捨てるものとします。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的となる株式の数を調整することができるものとします。

平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づくもの  
(長期新株予約権)

決議年月日	平成19年6月21日
割当対象者の区分及び人数	当社の取締役及び役付執行役員等 17名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	76,900株
新株予約権の行使時の払込金額	100円(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成24年7月3日～平成29年7月2日
新株予約権の行使の条件	各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。また、その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権1個当たりの株式数は、100株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、目的となる株式を調整します。ただし、この調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使をしていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、切り捨てるものとします。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的となる株式の数を調整することができるものとします。

平成20年6月19日開催の定時株主総会の決議に基づくもの  
(長期新株予約権)

決議年月日	平成20年6月19日
割当対象者の区分及び人数	当社の取締役及び役付執行役員 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	82,400株
新株予約権の行使時の払込金額	100円(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成20年6月21日～平成50年6月20日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役又は取締役を兼務しない役付執行役員を退任した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとします。ただし、新株予約権者が死亡した場合はこの限りではありません。各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。また、その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権1個当たりの株式数は、100株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、目的となる株式を調整します。ただし、この調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使をしていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、切り捨てるものとします。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的となる株式の数を調整することができるものとします。

平成22年6月18日開催の定時株主総会の決議に基づくもの  
(中期新株予約権)

決議年月日	平成22年6月18日
割当対象者の区分及び人数	当社の取締役及び役付執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	79,700株
新株予約権の行使時の払込金額	100円(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成24年6月22日～平成26年6月21日
新株予約権の行使の条件	各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。また、その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

## (長期新株予約権)

決議年月日	平成22年6月18日
割当対象者の区分及び人数	当社の取締役及び役付執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	167,500株
新株予約権の行使時の払込金額	100円(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成22年6月22日～平成52年6月21日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役又は取締役を兼務しない役付執行役員を退任した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとします。ただし、新株予約権者が死亡した場合はこの限りではありません。各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。また、その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1 新株予約権1個当たりの株式数は、100株であります。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、目的となる株式を調整します。ただし、この調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使をしていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、切り捨てるものとします。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的となる株式の数を調整することができるものとします。

平成23年6月17日開催の定時株主総会の決議に基づくもの  
(中期新株予約権)

決議年月日	平成23年6月17日
割当対象者の区分及び人数	当社の取締役及び役付執行役員 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	101,000株
新株予約権の行使時の払込金額	100円(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成26年6月21日～平成29年6月20日 (ただし、新株予約権者が、当社の取締役もしくは取締役を兼務しない役付執行役員を退任又は死亡した場合を除く)
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役又は取締役を兼務しない役付執行役員を退任した場合には、退任した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとします。ただし、新株予約権者が死亡した場合はこの限りではありません。各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。また、その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(長期新株予約権)

決議年月日	平成23年6月17日
割当対象者の区分及び人数	当社の取締役及び役付執行役員 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	205,700株
新株予約権の行使時の払込金額	100円(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成23年6月21日～平成53年6月20日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役又は取締役を兼務しない役付執行役員を退任した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとします。ただし、新株予約権者が死亡した場合はこの限りではありません。各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。また、その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1 新株予約権1個当たりの株式数は、100株であります。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、目的となる株式を調整します。ただし、この調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使をしていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、切り捨てるものとします。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的となる株式の数を調整することができるものとします。

平成24年6月20日開催の取締役会の決議に基づくもの（平成24年7月5日割当）  
（中期新株予約権）

決議年月日	平成24年6月20日
割当対象者の区分及び人数	当社の取締役及び役付執行役員 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	21,500株
新株予約権の行使時の払込金額	100円(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成27年7月6日～平成30年7月5日 (ただし、新株予約権者が、当社の取締役もしくは取締役を兼務しない役付執行役員を退任又は死亡した場合を除く)
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役又は取締役を兼務しない役付執行役員を退任した場合には、退任した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとします。ただし、新株予約権者が死亡した場合はこの限りではありません。各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。また、その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（長期新株予約権）

決議年月日	平成24年6月20日
割当対象者の区分及び人数	当社の取締役及び役付執行役員 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	43,300株
新株予約権の行使時の払込金額	100円(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成24年7月6日～平成54年7月5日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役又は取締役を兼務しない役付執行役員を退任した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとします。ただし、新株予約権者が死亡した場合はこの限りではありません。各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。また、その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1 新株予約権1個当たりの株式数は、100株であります。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、目的となる株式を調整します。ただし、この調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使をしていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、切り捨てるものとします。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的となる株式の数を調整することができるものとします。

平成25年6月13日開催の取締役会の決議に基づくもの（平成25年6月28日割当）  
（中期新株予約権）

決議年月日	平成25年6月13日
割当対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	28,400株
新株予約権の行使時の払込金額	100円(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成28年6月29日～平成31年6月28日 (ただし、新株予約権者が、当社の取締役もしくは取締役を兼務しない役付執行役員を退任又は死亡した場合を除く)
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役又は取締役を兼務しない役付執行役員を退任した場合には、退任した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとします。ただし、新株予約権者が死亡した場合はこの限りではありません。各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。また、その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（長期新株予約権）

決議年月日	平成25年6月13日
割当対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	57,800株
新株予約権の行使時の払込金額	100円(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成25年6月29日～平成55年6月28日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役又は取締役を兼務しない役付執行役員を退任した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとします。ただし、新株予約権者が死亡した場合はこの限りではありません。各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。また、その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1 新株予約権1個当たりの株式数は、100株であります。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、目的となる株式を調整します。ただし、この調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使をしていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、切り捨てるものとします。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的となる株式の数を調整することができるものとします。

平成26年5月19日開催の取締役会の決議に基づくもの（平成26年6月19日割当）  
 （中期新株予約権）

決議年月日	平成26年5月19日
割当対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員 18名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	77,900株
新株予約権の行使時の払込金額	100円(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成29年6月20日～平成32年6月19日 （ただし、新株予約権者が、当社の取締役もしくは取締役を兼務しない役付執行役員を退任又は死亡した場合を除く）
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役又は取締役を兼務しない役付執行役員を退任した場合には、退任した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとします。ただし、新株予約権者が死亡した場合はこの限りではありません。各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。また、その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（長期新株予約権）

決議年月日	平成26年5月19日
割当対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員 18名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	159,500株
新株予約権の行使時の払込金額	100円(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成26年6月20日～平成56年6月19日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役又は取締役を兼務しない役付執行役員を退任した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとします。ただし、新株予約権者が死亡した場合はこの限りではありません。各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。また、その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- （注）1 株式の数には、平成26年5月19日開催の取締役会の決議に基づく割当予定数を記載しております。
- 2 新株予約権1個当たりの株式数は、100株であります。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、目的となる株式を調整します。ただし、この調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使をしていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、切り捨てるものとします。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的となる株式の数を調整することができるものとします。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	2,061	969,139
当期間における取得自己株式	216	110,368

(注) 当期間における取得自己株式には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (注) 1	176,198	221,572	13,800	13,800
保有自己株式数 (注) 2	3,070,012	-	3,056,428	-

(注) 1 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数176,100株、処分価額の総額176,100円)及び単元未満株式の売渡請求による売渡(株式数98株、処分価額の総額45,472円)であります。また、当期間は、新株予約権の権利行使であります。

なお、当期間における処理自己株式には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の売渡請求による売渡は含まれておりません。

2 当期間における保有自己株式数には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り、新株予約権の権利行使及び単元未満株式の売渡請求による売渡は含まれておりません。

### 3【配当政策】

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけております。業績及び配当性向、持続的な成長のための投資資金としての内部留保などを総合的に考慮しながら、長期的に安定した配当を維持していくことを基本方針としております。内部留保資金につきましては、グローバルな市場競争力及び財務体質の一層の強化を図り、当社グループの目標とする成長戦略を実現することにより、企業価値の最大化のために有効利用してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となっております。

なお、定款において「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり10円(うち中間配当5円、期末配当5円)とさせていただきます。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成25年11月5日 取締役会決議	665	5.00
平成26年6月18日 定時株主総会決議	665	5.00

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第114期	第115期	第116期	第117期	第118期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	805	568	488	494	582
最低(円)	416	320	302	307	385

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年 10月	11月	12月	平成26年 1月	2月	3月
最高(円)	482	518	505	488	485	489
最低(円)	427	450	431	443	420	443

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 5【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役	会長兼社長	信元久隆	昭和24年5月9日生	昭和48年4月 株式会社D.B.A(フランス) 入社 昭和52年6月 当社入社 昭和58年6月 当社取締役 昭和59年6月 当社常務取締役 昭和60年6月 当社専務取締役 昭和61年6月 当社代表取締役副社長 昭和61年10月 アムブレーキコーポレーショ ン代表取締役社長 平成2年6月 当社代表取締役社長 平成6年6月 当社代表取締役会長兼社長 (現) 平成12年4月 当社執行役員会長兼社長(現) 平成20年5月 社団法人日本自動車部品工業 会 会長	(注) 4	877
代表取締役	執行役員副社長 社長補佐 企画・管理管掌 国内事業担当 アジア事業担当	荻野好正	昭和25年6月3日生	昭和50年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成16年7月 当社入社 顧問 平成16年12月 経理財務部門担当 平成17年4月 当社常務執行役員 平成17年6月 当社取締役、CFO 平成18年4月 当社専務執行役員 平成19年2月 当社執行役員副社長(現) 平成20年8月 当社代表取締役(現) 平成21年7月 企画・管理管掌(現) 平成23年4月 社長補佐(現)、北米事業担当 平成23年5月 アケボノブレーキコーポレー ション Chairman(現) 平成24年1月 アケボノヨーロッパ S.A.S. Chairman(現) 平成25年6月 国内事業担当(現) 平成26年1月 アジア事業担当(現)	(注) 4	55
取締役	専務執行役員 営業管掌 開発管掌	工藤高	昭和33年3月2日生	昭和55年4月 当社入社 平成16年1月 当社執行役員 平成18年4月 当社常務執行役員 平成19年1月 当社専務執行役員(現) 平成19年6月 当社取締役(現) 平成21年1月 VCE Tプロジェクト管掌 平成21年4月 品質保証部門管掌 平成21年7月 技術管掌、調達部門長 平成23年1月 開発部門長 平成24年7月 営業管掌(現) 平成25年6月 開発管掌(現)、アジア事業担 当	(注) 4	40

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	
取締役	専務執行役員 アケボノブレーキ コーポレーション President & CEO 北米事業担当	斉藤 剛	昭和34年11月8日生	昭和57年4月 平成13年5月 平成15年4月 平成18年1月  平成19年1月 平成19年6月 平成21年7月 平成23年4月 平成24年7月  平成25年6月  平成26年1月	当社入社 当社執行役員 当社常務執行役員 自動車営業部門長、欧州事業 担当 当社専務執行役員(現) 当社取締役(現) 営業管掌 アジア事業管掌 開発管掌 品質保証管掌 開発部門長 アケボノブレーキコーポレー ション President & CEO(現) 北米事業担当(現)	(注) 4	67
取締役	専務執行役員 アセアン地区担当	松本 和夫	昭和27年9月3日生	昭和52年4月 平成19年1月 平成22年1月  平成23年11月 平成24年4月 平成24年7月  平成25年1月 平成25年6月  平成26年4月	当社入社 当社執行役員待遇 当社常務執行役員待遇 アケボノブレーキコーポレー ション President & CEO 当社常務執行役員 生産企画部門長 アケボノヨーロッパ S.A.S. CEO 生産管掌 当社専務執行役員(現) 当社取締役(現) アセアン地区担当(現)	(注) 4	20
取締役	専務執行役員 CFO 企画・管理管掌補佐 (管理担当)	宮嶋 寛二	昭和33年6月3日生	昭和56年4月 平成19年1月 平成21年7月  平成23年11月  平成24年6月 平成25年6月	当社入社 当社執行役員 企画・管理管掌補佐 人事・総務部門長 当社常務執行役員待遇 アケボノブレーキコーポレー ション President & CEO 当社常務執行役員 当社専務執行役員(現) CFO(現) 企画・管理管掌補佐(管理担 当)(現) 当社取締役(現)	(注) 4	19
社外取締役		伊藤 邦雄	昭和26年12月13日生	昭和55年4月 昭和59年4月 平成4年4月 平成14年8月  平成16年12月 平成17年6月 平成18年12月	一橋大学商学部講師 同大学助教授 同大学教授 同大学大学院商学研究科長・ 商学部長 同大学副学長・理事 当社社外取締役(現) 一橋大学商学部・大学院商学 研究科教授(現)	(注) 4	11

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
社外取締役		鶴島 琢夫	昭和13年2月11日生	昭和36年9月 平成2年5月 平成3年5月 平成6年5月 平成9年5月 平成13年11月 平成14年6月 平成16年4月 平成19年6月	東京証券取引所入所 同所常任監事 同所常務理事 同所専務理事 同所副理事長 株式会社東京証券取引所 顧問 株式会社日本証券クリアリ ング機構 代表取締役社長 株式会社東京証券取引所 代 表取締役社長 当社社外取締役(現)	(注) 4	-
社外取締役		岡崎 健	昭和24年4月29日生	平成4年12月 平成10年4月 平成12年4月 平成16年4月 平成19年10月 平成21年11月 平成26年4月 平成26年6月	東京工業大学教授 同大学工学部機械化学科教授 同大学大学院理工学研究科教 授(現) 同大学炭素循環エネルギー研 究センター長 同大学理工学研究科工学系 長・工学部長 同大学環境エネルギー機構長 九州大学WPI招聘教授(現) 当社社外取締役(現)	(注) 6	-
常勤監査役		奥村 健	昭和25年10月30日生	昭和48年4月 平成19年7月 平成20年4月 平成21年7月 平成23年4月 平成23年5月 平成24年6月 平成25年6月	伊藤忠商事株式会社入社 当社入社 顧問 当社常務執行役員 企画・管理管掌補佐 財務・経理部門長 C F O 当社専務執行役員 当社取締役 当社常勤監査役(現)	(注) 5	58
常勤監査役		宇津木 聡	昭和27年9月9日生	昭和52年4月 平成10年1月 平成13年5月 平成15年4月 平成16年4月 平成20年11月 平成22年6月 平成23年1月 平成24年1月 平成24年10月 平成25年6月	当社入社 アムブレーキコーポレーショ ン取締役社長 当社執行役員 当社常務執行役員 当社専務執行役員 生産部門長 当社取締役 生産管掌 生産技術部門長 北米事業担当補佐(生産) 当社常勤監査役(現)	(注) 5	97

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
社外監査役		遠藤 今朝夫	昭和26年11月28日生	昭和58年9月 昭和59年3月 昭和61年3月 平成3年2月 平成12年4月 平成18年6月 平成24年7月 公認会計士登録 プライスウォーターハウス コンサルティング株式会社入社 デロイトアンドトウシュ会計 事務所ロスアンゼルス及び ニューヨーク事務所勤務 米国公認会計士登録 霞が関監査法人代表社員 当社社外監査役(現) 三優監査法人代表社員(現)	(注) 7	-
社外監査役		本間 通義	昭和19年10月25日生	昭和50年4月 平成4年8月 平成22年6月 弁護士登録 本間・小松法律事務所(現本 間合同法律事務所)設立・ パートナー(現) 当社社外監査役(現)	(注) 7	-
社外監査役		淡輪 敬三	昭和27年9月19日生	昭和53年4月 昭和62年7月 平成9年7月 平成19年2月 平成19年6月 平成22年6月 日本鋼管株式会社入社 マッキンゼーアンドカンパ ニー東京オフィス入社 タワーズワトソン株式会社代 表取締役(現) 株式会社キトー社外取締役 (現) インヴァスト証券株式会社社 外監査役(現) 当社社外監査役(現)	(注) 7	-
計						1,249

(注) 1 当社では、経営環境の急激な変化に迅速かつ的確に対応するため執行役員制度を導入しております。  
執行役員は下記の通り21名となっております。

会長兼社長	信元 久隆	常務執行役員	品川 洋一
副社長	荻野 好正	常務執行役員	西村 誠司
専務執行役員	工藤 高	常務執行役員	Jean de Montlaur
専務執行役員	斉藤 剛	常務執行役員	藤本 吉彦
専務執行役員	松本 和夫	執行役員	安藤 昌明
専務執行役員	宮嶋 寛二	執行役員	細谷 智
専務執行役員	安藤 雄次	執行役員	根岸 利行
専務執行役員	日高 克二	執行役員	Peter Schmitz
常務執行役員	高橋 正基	執行役員	Hadrian Rori
常務執行役員	小野田誠二	執行役員	濱田 朋一
常務執行役員	宮本 雅弘		

- 取締役伊藤邦雄、鶴島琢夫及び岡崎健は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 監査役遠藤今朝夫、本間通義及び淡輪敬三は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 平成25年6月21日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
- 平成25年6月21日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
- 平成26年6月18日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
- 平成26年6月18日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制

#### (コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、企業理念を、『私達は、「摩擦と振動、その制御と解析」により、ひとつひとつのいのちを守り、育み、支え続けていきます。』と定めています。この企業理念の下、経営方針である「お客様第一」、「技術の再構築」、「グローバルネットワークの確立」に基づき、モノづくりを通じた新たな価値の創出と、企業価値・株主価値のさらなる向上を目指すと共に、重要保安部品メーカーとして、お客様、株主様、お取引様、社員、地域社会を含むすべてのステークホルダーと、健全で良好な関係を維持・促進し、持続可能な成長、発展を遂げていくことが重要だと考えております。

当社では、これらのビジョンの実現を目指す上で、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題の一つと認識しており、監査役設置会社がふさわしい形態と判断し、取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

取締役会は、法令、定款及び「取締役会規定」その他の社内規定に従い、重要事項を決定すると共に、職務執行を監督しますが、取締役9名のうち3名を様々な経験・スキルを有する社外取締役にすることで経営の監視機能を強化します。監査役会は、「監査役会規定」等に則り、取締役の職務執行の適正性を監査しますが、監査役5名のうち3名を社外監査役にすることで、より独立した立場からの監査を確保し、経営に対する監督機能の強化を図っています。

また、当社では、株主を含む投資家との建設的且つ継続的な対話を通して、その指摘に耳を傾け経営に反映することが重要と考えており、双方向のコミュニケーションを一層推進していく所存です。

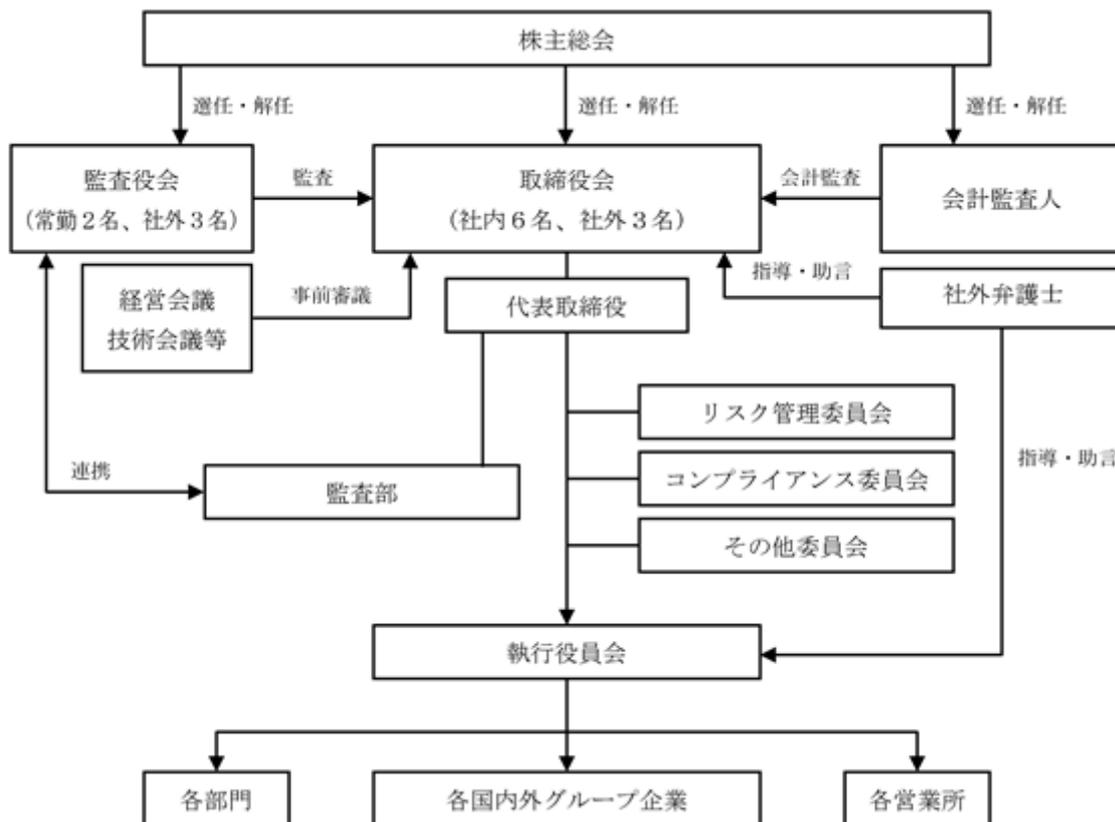
#### イ．会社の機関の基本説明

当社は、経営のための会議体として、会社法の規定する株主総会、取締役会、監査役会に加えて、経営会議、技術会議、執行役員会議などの重要会議体を設定しております。

取締役会は代表取締役を含む取締役9名と監査役5名が出席し、原則月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。また、上述の通り、社外の独立した立場からの視点を反映させて、コーポレート・ガバナンスの強化と取締役会の機能強化及び活性化を図るため、3名の社外取締役に招聘しております。

各種重要会議体についても、重要な経営課題について、十分な審議を経て迅速で適格な判断を下すため、原則月1回開催しております。

#### ロ．会社の機関・内部統制の関係図



## 八．会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は、平成18年5月8日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針について決議しており（平成20年4月15日、平成21年5月7日、平成24年5月8日及び平成26年5月7日開催の取締役会において、一部内容を見直し）、内部統制は、当社においては、リスク管理、法令等の遵守（コンプライアンス）、業務の効率化、適正な財務報告などの目的を達成するために当社及びグループ企業の役員及び従業員の行動を方向づけ、推進する仕組みであり、企業経営がリスクを伴うものである以上、経営管理上不可欠なものと認識しております。

内部統制システムは、企業価値・株主価値の維持・向上と不正の防止を目指すものであり、内部統制システムを構築して、継続的にシステムを見直しながらその機能を高めていくことは、当社グループの目標・方針を実現して、永続的成長を実現するために絶対不可欠なものであり、経営の根幹と考えております。

当社及び当社グループのコンプライアンスの考え方は、当社の理念及び、代表取締役社長からのメッセージ、akebonoグローバル行動規範、akebonoグローバル行動基準などからなる「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」を基本としております。コンプライアンス活動を推進していくため、代表取締役社長のもと、コンプライアンス委員会を設置し、ひとりひとりがコンプライアンスの考え方に則った行動をとるように、役員及び従業員の教育を行い、コンプライアンス体制を整備しております。

## 二．リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制を構築する推進組織として、代表取締役社長を委員長に、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、重点リスクと対処方針の決定、重点リスクに対して対処プロジェクトを設置する等の対処策の指示及び重点リスクの対処策の実施状況と有効性の監視を行います。

### 内部監査及び監査役監査

当社は、経営者の業務執行の適正を確保していくため、監査役・監査役会、会計監査人、監査部の三様監査体制を整えております。

監査部は13名の専任スタッフによって構成され、グループ会社を含めた各組織の経営目標の効果的な達成に役立つことを目的として、適法性、合理性、適正な財務報告の信頼性確保の観点から公正かつ独立の立場で、経営諸活動の遂行状況を検討・評価し、助言や勧告を行っております。

監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役3名によって構成され、非常勤監査役が社外監査役であります。また、監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、1名の専任のスタッフを配置しております。

監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会などの重要会議に出席するとともに、取締役との意見交換会を持ち、当社グループの経営や業績に重大な影響を及ぼす事項などを遅滞なく検討し、迅速な対応に努めております。

監査役及び監査役会は、会計監査人から監査内容について、適宜、説明を受けるとともに、必要に応じて会計監査人の監査に立ち会うなど連携を行っております。また、監査体制、監査計画、監査実施状況について、会計監査人と定期的にミーティングを実施しております。

監査役及び監査役会と監査部は、それぞれの監査の実効性を高めるため、相互補完体制として、年度活動方針の事前調整、月次報告会、監査報告書の相互配布及び合同監査などの連携を行っております。また、監査部と会計監査人は、財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画と結果について、定期的及び必要に応じて随時ミーティングを実施しております。

常勤監査役2名のうち1名は、財務経理部署での経験も豊富な財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役です。非常勤監査役3名のうち1名は、公認会計士です。

### 社外取締役及び社外監査役

当社における社外取締役は3名であり、社外監査役は3名であります。社外取締役及び社外監査役との間に、人的関係及びその他の利害関係はありません。なお、社外取締役の伊藤邦雄氏は当社の株式を11,900株保有しており、社外取締役の岡崎健氏からは当社グループの事業分野に関する専門的な助言を受けておりますが、その対価は連結売上高の0.01%未満であります。その他の社外取締役及び社外監査役との間に、資本的関係及び取引関係はありません。

また、社外取締役及び社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、または役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役は、企業経営者としての豊富な経験に基づく実践的な視点を持つ者、学識者としての専門的見地を持つ者、及び弁護士、公認会計士など法律や会計に関する専門的知識及び経験を持つ者の中から、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を勘案し、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に貢献できる方々を招聘しております。なお、当社は、社外取締役2名及び社外監査役3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届出を行っております。

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役ともに100万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

#### 役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬 (金銭)	業績連動報酬			
			短期 (金銭)	中期 (新株予約権)	長期 (新株予約権)	
取締役 (社外取締役を除く。)	277	247	9	7	14	9
監査役 (社外監査役を除く。)	43	43	-	-	-	4
社外役員	33	33	-	-	-	5

(注) 1 上記には、平成25年6月21日開催の第112回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役2名を含んでおります。そのうち、奥村健及び宇津木聡の両氏は、第112回定時株主総会終結の時をもって辞任により取締役を退任した後、監査役に就任したため、報酬等の総額については、取締役在任期間は取締役に、監査役在任期間は監査役に含めて計算しております。

2 株主総会決議に基づく取締役及び監査役の報酬限度額(年額)

(1) 取締役

固定報酬	300百万円
短期業績連動報酬	120百万円(社外取締役を除く)
中期業績連動報酬	60百万円(社外取締役を除く)
長期業績連動報酬	120百万円(社外取締役を除く)

(2) 監査役

固定報酬	60百万円
------	-------

ロ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社では役員報酬決定の基本方針を下記のように定めています。

1. 優秀人材の確保と啓発
2. 企業業績と企業価値の持続的な向上の動機づけ
3. 公正かつ合理性の高い水準

取締役の報酬は、客観性かつ公平性の高い報酬制度とするため、役員報酬委員会を設置して、同委員会での役員報酬に関する基本事項についての審議に基づき、株主総会において承認された総額の範囲内で、取締役会において各人への配分を決定します。

社外取締役を除く取締役の報酬体系は、固定報酬と業績連動報酬から構成され、固定報酬は取締役としての責務に対する基本的な報酬で役位ごとに決定されますが、その総額は株主総会において承認されております。

業績連動報酬は前年度の会社業績及び個人業績に応じて決定いたします。業績連動報酬の最高額は固定報酬の100%とし、その内訳は短期業績連動報酬を40%(金銭)、中期業績連動報酬を20%(新株予約権)、長期業績連動報酬を40%(新株予約権)としております。

社外取締役の報酬は、固定報酬のみで構成されています。

監査役の報酬は、株主総会において承認された範囲内で、監査役の協議に基づき各人への配分を決定します。

#### 株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

23銘柄 17,609百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
前事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
いすゞ自動車(株)	11,000,754	6,380	取引関係強化のため
トヨタ自動車(株)	685,474	3,349	取引関係強化のため
大塚ホールディングス(株)	1,000,000	3,185	取引関係強化のため
N O K(株)	920,600	1,223	取引関係強化のため
スズキ(株)	451,600	999	取引関係強化のため
ヤマハ発動機(株)	500,000	621	取引関係強化のため
プレス工業(株)	1,156,000	544	取引関係強化のため
日本発条(株)	545,391	496	取引関係強化のため
日野自動車(株)	100,000	105	取引関係強化のため
本田技研工業(株)	20,743	76	取引関係強化のため
トピー工業(株)	345,000	75	取引関係強化のため
富士重工業(株)	36,000	54	取引関係強化のため
新日鐵住金(株)	50,000	12	取引関係強化のため
東海旅客鉄道(株)	1,000	10	取引関係強化のため
ダイハツ工業(株)	1,000	2	取引関係強化のため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	当社が保有する権限の内容
カヤバ工業(株)	2,000,000	878	議決権行使に関する指図権限
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,003,000	208	議決権行使に関する指図権限
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	191,000	106	議決権行使に関する指図権限
(株)三井住友フィナンシャルグループ	3,000	12	議決権行使に関する指図権限

(注) みなし保有株式の貸借対照表計上額は、当事業年度末の時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じた金額を記載しております。

当事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
いすゞ自動車(株)	11,008,395	6,660	取引関係強化のため
トヨタ自動車(株)	685,474	3,902	取引関係強化のため
大塚ホールディングス(株)	1,000,000	3,070	取引関係強化のため
スズキ(株)	451,600	1,201	取引関係強化のため
ヤマハ発動機(株)	500,000	769	取引関係強化のため
N O K(株)	460,300	765	取引関係強化のため
日本発条(株)	545,391	549	取引関係強化のため

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
プレス工業(株)	578,000	227	取引関係強化のため
日野自動車(株)	100,000	148	取引関係強化のため
富士重工業(株)	36,000	98	取引関係強化のため
本田技研工業(株)	23,897	87	取引関係強化のため
トピー工業(株)	345,000	61	取引関係強化のため
新日鐵住金(株)	50,000	14	取引関係強化のため
東海旅客鉄道(株)	1,000	12	取引関係強化のため
ダイハツ工業(株)	1,000	2	取引関係強化のため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	当社が保有する権限の内容
カヤバ工業(株)	2,000,000	872	議決権行使に関する指図権限
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,003,000	205	議決権行使に関する指図権限
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	191,000	108	議決権行使に関する指図権限
(株)三井住友フィナンシャルグループ	3,000	13	議決権行使に関する指図権限

(注) みなし保有株式の貸借対照表計上額は、当事業年度末の時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じた金額を記載しております。

会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査に有限責任監査法人トーマツを起用しております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数、監査業務に関わる補助者の構成については下記のとおりであります。なお、当該監査法人又は業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
 

指定有限責任社員 業務執行社員	津田	良洋 (継続監査年数3年)
指定有限責任社員 業務執行社員	塚原	元章 (継続監査年数7年)
指定有限責任社員 業務執行社員	大和田	貴之 (継続監査年数1年)
- ・会計監査業務に関わる補助者の構成
 

公認会計士	5名
会計士補等	4名
その他	5名

その他

(取締役の定数)

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

(取締役の選任及び解任の決議要件)

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(株主総会の特別決議要件)

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式の取得をすることができる旨定款に定めております。これは機動的な資本政策を遂行できるようにするためであります。

(中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	62	-	61	6
連結子会社	4	-	4	-
合計	66	-	65	6

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の重要な海外子会社5社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイト・トウシュ・トーマツグループに対して、監査又はレビュー業務に基づく報酬等として111百万円を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の重要な海外子会社6社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイト・トウシュ・トーマツグループに対して、監査又はレビュー業務に基づく報酬等として155百万円を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務調査等に係る業務であります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等を適正に作成することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の最新情報の把握に努めております。

また、会計処理基準等の新設・改廃に関する情報は専門誌の購読、外部セミナーへの参加などでも入手しております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	21,031	13,937
受取手形及び売掛金	6 35,786	36,861
商品及び製品	3,366	4,124
仕掛品	2,054	2,385
原材料及び貯蔵品	9,036	10,474
未収入金	2,023	1,382
繰延税金資産	1,069	1,117
その他	2,145	2,923
貸倒引当金	43	59
流動資産合計	76,467	73,144
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	47,668	53,201
減価償却累計額	27,901	29,835
建物及び構築物（純額）	5 19,767	5 23,367
機械装置及び運搬具	127,500	143,512
減価償却累計額	101,748	109,617
機械装置及び運搬具（純額）	5 25,753	5 33,895
土地	4 21,781	4 21,944
建設仮勘定	12,261	5 17,359
その他	19,618	19,696
減価償却累計額	17,676	17,489
その他（純額）	5 1,942	5 2,207
有形固定資産合計	81,504	98,772
<b>無形固定資産</b>	5 3,879	5 3,251
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	1 17,520	1 17,960
退職給付に係る資産	-	2,837
繰延税金資産	2,943	2,179
その他	4,335	1,131
貸倒引当金	77	76
投資その他の資産合計	24,721	24,031
<b>固定資産合計</b>	110,105	126,055
<b>資産合計</b>	186,572	199,198

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6 23,079	27,595
短期借入金	3 10,369	3 18,233
1年内返済予定の長期借入金	14,931	9,746
リース債務	27	306
未払法人税等	474	931
未払費用	4,574	5,021
繰延税金負債	-	0
賞与引当金	1,767	1,933
設備関係支払手形	6 3,361	1,771
その他	3,458	3,651
流動負債合計	62,039	69,187
固定負債		
社債	15,000	15,000
長期借入金	48,767	43,627
長期未払金	517	742
リース債務	54	3,266
退職給付引当金	2,536	-
役員退職慰労引当金	34	31
退職給付に係る負債	-	2,641
繰延税金負債	5	457
再評価に係る繰延税金負債	4 3,761	4 3,761
その他	64	55
固定負債合計	70,736	69,579
負債合計	132,776	138,766
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,939	19,939
資本剰余金	14,255	14,217
利益剰余金	7,253	8,348
自己株式	2,186	2,069
株主資本合計	39,262	40,435
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,467	5,082
土地再評価差額金	4 6,389	4 6,389
為替換算調整勘定	3,595	1,451
退職給付に係る調整累計額	-	676
その他の包括利益累計額合計	7,261	12,247
新株予約権	242	199
少数株主持分	7,031	7,552
純資産合計	53,797	60,432
負債純資産合計	186,572	199,198

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	206,050	236,665
売上原価	2 182,553	2 209,856
売上総利益	23,496	26,809
販売費及び一般管理費	1, 2 19,181	1, 2 18,725
営業利益	4,315	8,084
営業外収益		
受取利息	85	119
受取配当金	234	349
持分法による投資利益	10	22
為替差益	356	564
雑収入	344	341
営業外収益合計	1,029	1,393
営業外費用		
支払利息	1,175	1,299
製品補償費	109	126
減価償却費	82	89
開業費償却	129	267
雑支出	448	428
営業外費用合計	1,943	2,209
経常利益	3,402	7,269
特別利益		
固定資産売却益	3 14	3 66
投資有価証券売却益	374	489
補助金収入	129	644
負ののれん発生益	-	19
特別利益合計	517	1,218
特別損失		
固定資産除売却損	4 139	4 352
減損損失	5 34	5 31
固定資産圧縮損	47	599
環境対策費	-	148
子会社厚生年金基金脱退拠出金	117	-
特別損失合計	338	1,130
税金等調整前当期純利益	3,581	7,356
法人税、住民税及び事業税	1,329	2,035
法人税等調整額	669	1,307
法人税等合計	1,999	3,342
少数株主損益調整前当期純利益	1,583	4,014
少数株主利益	1,065	1,591
当期純利益	518	2,423

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	1,583	4,014
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,757	615
為替換算調整勘定	2,460	5,142
その他の包括利益合計	1, 2 4,216	1, 2 5,757
包括利益	5,799	9,771
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,480	8,084
少数株主に係る包括利益	1,320	1,687

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,939	14,253	8,062	2,278	39,977
当期変動額					
剰余金の配当			1,327		1,327
当期純利益			518		518
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分		2		93	95
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	2	809	92	715
当期末残高	19,939	14,255	7,253	2,186	39,262

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	2,710	6,389	5,800	3,299	316	6,223	49,815
当期変動額							
剰余金の配当							1,327
当期純利益							518
自己株式の取得							1
自己株式の処分							95
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,757	-	2,205	3,962	74	808	4,696
当期変動額合計	1,757	-	2,205	3,962	74	808	3,981
当期末残高	4,467	6,389	3,595	7,261	242	7,031	53,797

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,939	14,255	7,253	2,186	39,262
当期変動額					
剰余金の配当			1,328		1,328
当期純利益			2,423		2,423
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分		38		118	80
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	38	1,094	117	1,173
当期末残高	19,939	14,217	8,348	2,069	40,435

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	4,467	6,389	3,595	-	7,261	242	7,031	53,797
当期変動額								
剰余金の配当								1,328
当期純利益								2,423
自己株式の取得								1
自己株式の処分								80
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	615	-	5,046	676	4,985	43	520	5,462
当期変動額合計	615	-	5,046	676	4,985	43	520	6,636
当期末残高	5,082	6,389	1,451	676	12,247	199	7,552	60,432

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	3,581	7,356
減価償却費	8,594	8,869
減損損失	34	31
貸倒引当金の増減額（は減少）	0	8
退職給付引当金の増減額（は減少）	2,893	-
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	-	528
受取利息及び受取配当金	319	467
持分法による投資損益（は益）	10	22
支払利息	1,175	1,299
固定資産除売却損益（は益）	125	285
投資有価証券売却損益（は益）	374	489
売上債権の増減額（は増加）	2,440	2,832
たな卸資産の増減額（は増加）	234	412
仕入債務の増減額（は減少）	2,575	1,835
その他	1,324	447
小計	8,220	21,044
利息及び配当金の受取額	319	467
利息の支払額	1,169	1,342
法人税等の支払額	1,747	1,700
法人税等の還付額	1,963	402
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,585	18,872
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	2,900	-
有価証券の償還による収入	12,300	-
定期預金の預入による支出	4,150	105
定期預金の払戻による収入	9,750	-
有形固定資産の取得による支出	18,322	21,698
国庫補助金等による収入	492	593
有形固定資産の売却による収入	83	203
無形固定資産の取得による支出	1,458	124
投資有価証券の取得による支出	516	17
投資有価証券の売却による収入	869	1,016
関係会社株式の取得による支出	-	207
その他	203	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,055	20,346
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	4,804	5,447
長期借入れによる収入	20,359	1,967
長期借入金の返済による支出	15,584	15,006
配当金の支払額	1,325	1,329
少数株主への配当金の支払額	674	537
少数株主からの払込みによる収入	24	-
セール・アンド・リースバックによる収入	-	3,321
自己株式の増減額（は増加）	1	1
その他	31	81
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,037	6,220
現金及び現金同等物に係る換算差額	423	494
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,916	7,199
現金及び現金同等物の期首残高	18,815	20,731
現金及び現金同等物の期末残高	20,731	13,532

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 前期23社、当期24社

主要な連結子会社の名称は、曙ブレーキ山形製造㈱、曙ブレーキ福島製造㈱、曙ブレーキ岩槻製造㈱、曙ブレーキ山陽製造㈱、アケボノブレーキコーポレーション、アケボノブレーキヨーロッパN.V.であります。  
なお、新たにアケボノエンジニアリングセンターヨーロッパ S.A.S.を設立し、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

大和産業㈱

(2) 持分法を適用していない関連会社(トワーク金属㈱ほか1社)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

アケボノブレーキコーポレーションほか在外連結子会社6社の決算日は12月31日であり、連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を基礎とし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日前1ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法

ハ たな卸資産

当社及び国内連結子会社.....総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

在外連結子会社.....主に先入先出法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3~60年

機械装置及び運搬具 2~15年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の見込額のうち、当連結会計年度の末日において負担すべき見積額を計上しております。

ハ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社については、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として期間定額基準によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外子会社の会計期間に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を採用しております。また、為替予約については原則的な処理方法を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段...為替予約、通貨オプション

ヘッジ対象...外貨建資産・負債

b. ヘッジ手段...金利スワップ、金利オプション

ヘッジ対象...借入金利息

c. ヘッジ手段...金利通貨スワップ

ヘッジ対象...外貨建借入金及び借入金利息

ハ ヘッジ方針

当社グループは、デリバティブ取引に関し「社内規定」に従い、将来の為替変動リスク及び金利変動リスク回避のためにヘッジを行っております。

ニ ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ロ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

従来、当社及び国内連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法)を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

当社グループは、新中期経営計画「akebono New Frontier 30 - 2013」の下、将来に向けた技術の差別化、コスト削減及び環境対応に向けて省エネ・省人化・汎用性に優れた次世代設備の導入を進めており、これを設備投資の大きな転換期と捉え、設備の使用実態をより適切に反映させる減価償却方法を検討いたしました。この結果、当社グループの設備は汎用性に優れた次世代設備導入の加速により安定的に稼働することが見込まれるため、定額法による減価償却方法の方が設備の使用実態をより適切に反映させることができると判断し、定額法を採用することといたしました。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益は1,433百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ1,448百万円増加しております。

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が2,837百万円、退職給付に係る負債が2,641百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が676百万円減少し、少数株主持分が161百万円減少しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。

なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の連結財務諸表に対しては遡及適用しません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正による連結財務諸表に与える影響額については、現在評価中であります。

- ・「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)
- ・「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)
- ・「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)
- ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)

(1) 概要

本会計基準は、子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、取得関連費用の取扱い、当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更、暫定的な会計処理の取扱いを中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

上記を除き、平成27年3月期の期首より早期適用予定です。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」及び「固定負債」の「長期未払金」に含めていた「リース債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結財務諸表において、「流動負債」の「その他」に表示していた3,485百万円は、「リース債務」27百万円、「その他」3,458百万円として組み替えており、「固定負債」の「長期未払金」に表示していた571百万円は、「リース債務」54百万円、「長期未払金」517百万円として組み替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「雑支出」に含めていた「開業費償却」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「雑支出」に表示していた577百万円は、「開業費償却」129百万円、「雑支出」448百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
投資有価証券(株式)	327百万円	349百万円

2 偶発債務

(1) 債務保証

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度(平成25年3月31日)	当連結会計年度(平成26年3月31日)
協同組合ウイングバレイ	43百万円	協同組合ウイングバレイ 96百万円

(注) 協同組合ウイングバレイに対する債務保証は、他社負債額を含めた連帯保証債務総額(前連結会計年度末206百万円、当連結会計年度末294百万円)のうちの当社グループ負担額であります。

(2) 訴訟

当社は、平成24年11月28日付で、当社元従業員及び元従業員の遺族から、アスベストによる健康被害を根拠に損害賠償請求訴訟(請求額462百万円)を提起され、現在係争中であります。

(3) その他

	前連結会計年度(平成25年3月31日)	当連結会計年度(平成26年3月31日)
債権流動化に伴う買い戻し義務限度額	-百万円	債権流動化に伴う買い戻し義務限度額 1,066百万円

3 当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	24,500百万円	24,300百万円
借入実行残高	-百万円	-百万円
差引額	24,500百万円	24,300百万円

4 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価及び第2条第4号に定める路線価により算出しております。

・再評価を行った年月日

平成14年3月31日

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	5,790百万円	5,733百万円

5 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
建物及び構築物	163百万円	175百万円
機械装置及び運搬具	637百万円	911百万円
建設仮勘定	-百万円	312百万円
有形固定資産「その他」	20百万円	21百万円
無形固定資産	3百万円	3百万円
合計	822百万円	1,422百万円

6 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、前連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が前連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
受取手形	73百万円	- 百万円
支払手形	75百万円	- 百万円
設備関係支払手形	46百万円	- 百万円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
荷造運搬費	1,804百万円	1,821百万円
給料	5,227百万円	5,720百万円
賞与引当金繰入額	329百万円	376百万円
退職給付費用	643百万円	444百万円
減価償却費	1,716百万円	1,340百万円

2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
	2,304百万円	2,338百万円

3 固定資産売却益の内訳

	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
建物及び構築物	2百万円	12百万円
機械装置及び運搬具	7百万円	54百万円
有形固定資産「その他」	5百万円	0百万円
合計	14百万円	66百万円

4 固定資産除売却損の内訳

	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
建物及び構築物	12百万円	20百万円
機械装置及び運搬具	104百万円	247百万円
土地	- 百万円	57百万円
建設仮勘定	- 百万円	21百万円
有形固定資産「その他」	20百万円	6百万円
無形固定資産	3百万円	- 百万円
合計	139百万円	352百万円

5 減損損失

当社グループは、製品カテゴリを資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っており、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

場所	用途	種類	金額
埼玉県羽生市ほか	遊休資産（注）	機械装置及び運搬具等	34百万円

（注） 遊休資産については、回収可能価額を備忘価額とし、減損損失を計上しております。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

場所	用途	種類	金額
岡山県総社市ほか	遊休資産（注）	機械装置及び運搬具	31百万円

（注） 遊休資産については、回収可能価額を備忘価額とし、減損損失を計上しております。

（連結包括利益計算書関係）

1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	3,069百万円	1,432百万円
組替調整額	374百万円	489百万円
計	2,694百万円	943百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	2,460百万円	5,142百万円
組替調整額	- 百万円	- 百万円
計	2,460百万円	5,142百万円
税効果調整前合計	5,154百万円	6,085百万円
税効果額	938百万円	328百万円
その他の包括利益合計	4,216百万円	5,757百万円

2 その他の包括利益に係る税効果額

	前連結会計年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
その他有価証券評価差額金		
税効果調整前	2,694百万円	943百万円
税効果額	938百万円	328百万円
税効果調整後	1,757百万円	615百万円
為替換算調整勘定		
税効果調整前	2,460百万円	5,142百万円
税効果額	- 百万円	- 百万円
税効果調整後	2,460百万円	5,142百万円
その他の包括利益合計		
税効果調整前	5,154百万円	6,085百万円
税効果額	938百万円	328百万円
税効果調整後	4,216百万円	5,757百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	135,992	-	-	135,992
合計	135,992	-	-	135,992
自己株式				
普通株式(注)1,2	3,402	3	139	3,266
合計	3,402	3	139	3,266

(注)1 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取等による増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少139千株は、新株予約権の行使による自己株式の処分等による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	242
合計		-	-	-	-	-	242

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月20日 定時株主総会	普通株式	663	5.00	平成24年3月31日	平成24年6月21日
平成24年11月1日 取締役会	普通株式	664	5.00	平成24年9月30日	平成24年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	664	利益剰余金	5.00	平成25年3月31日	平成25年6月24日

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	135,992	-	-	135,992
合計	135,992	-	-	135,992
自己株式				
普通株式(注)1,2	3,266	2	176	3,092
合計	3,266	2	176	3,092

(注)1 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取等による増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少176千株は、新株予約権の行使による自己株式の処分等による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	199
合計		-	-	-	-	-	199

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	664	5.00	平成25年3月31日	平成25年6月24日
平成25年11月5日 取締役会	普通株式	665	5.00	平成25年9月30日	平成25年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月18日 定時株主総会	普通株式	665	利益剰余金	5.00	平成26年3月31日	平成26年6月19日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金勘定	21,031百万円	13,937百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び譲渡性預金	300百万円	405百万円
現金及び現金同等物	20,731百万円	13,532百万円

## (リース取引関係)

## 1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

## (1) リース資産の内容

主に、機械装置及び運搬具であります。

## (2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## 2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	43	51
1年超	48	34
合計	91	84

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入や社債発行によっております。デリバティブは、外貨建て債権債務の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに対しては、各営業管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に取引上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。また、投資有価証券は、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建ての営業債務があり為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債権をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達や手元流動性の確保を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。また、借入金の一部は、外貨建て変動金利であるため、金利及び為替の変動リスクに晒されておりますが、金利通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金及び社債は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新する方法により手元流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2参照)。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)(*)	時価(百万円)(*)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	21,031	21,031	-
(2) 受取手形及び売掛金	35,786	35,786	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	17,132	17,132	-
(4) 支払手形及び買掛金	(23,079)	(23,079)	-
(5) 短期借入金	(10,369)	(10,369)	-
(6) 社債	(15,000)	(15,203)	203
(7) 長期借入金	(63,698)	(64,134)	436
(8) リース債務	(81)	(81)	-
(9) デリバティブ取引	(1)	(1)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）（*）	時価（百万円）（*）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	13,937	13,937	-
(2) 受取手形及び売掛金	36,861	36,861	-
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	17,565	17,565	-
(4) 支払手形及び買掛金	(27,595)	(27,595)	-
(5) 短期借入金	(18,233)	(18,233)	-
(6) 社債	(15,000)	(15,195)	195
(7) 長期借入金	(53,373)	(53,427)	54
(8) リース債務	(3,571)	(3,136)	436
(9) デリバティブ取引	(0)	(0)	-

（\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

社債の時価については、市場価格によっております。

(7) 長期借入金、(8) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金（外貨建てを含む）の一部は、金利スワップの特例処理または金利通貨スワップの一体処理の対象とされており（下記(9)参照）、当該デリバティブ取引と一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定し、正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、金利スワップの特例処理によるもの及び金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(7)参照）。

（注）2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前連結会計年度 （平成25年3月31日）	当連結会計年度 （平成26年3月31日）
非上場株式等	388	396

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	21,031	-	-	-
受取手形及び売掛金	35,786	-	-	-
合計	56,817	-	-	-

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	13,937	-	-	-
受取手形及び売掛金	36,861	-	-	-
合計	50,797	-	-	-

(注) 4 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	10,369	-	-	-
社債	-	15,000	-	-
長期借入金	14,931	48,739	28	-
リース債務	27	53	0	-
合計	25,327	63,792	28	-

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	18,233	-	-	-
社債	-	15,000	-	-
長期借入金	9,746	43,606	21	-
リース債務	306	1,235	2,031	-
合計	28,285	59,841	2,051	-

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	15,512	8,591	6,921
	小計	15,512	8,591	6,921
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,620	1,689	69
	小計	1,620	1,689	69
合計		17,132	10,280	6,851

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額61百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	17,504	9,705	7,799
	小計	17,504	9,705	7,799
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	61	66	5
	小計	61	66	5
合計		17,565	9,770	7,795

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額46百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	872	374	-
合計	872	374	-

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	1,017	489	-
合計	1,017	489	-

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	ユーロ	38	-	1	1
合計		38	-	1	1

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	ユーロ	68	-	0	0
合計		68	-	0	0

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引				
	変動受取・固定支払	長期借入金	9,000	5,500	(注) -

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引				
	変動受取・固定支払	長期借入金	5,500	5,500	(注) -

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

## 金利通貨関連

前連結会計年度(平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利通貨スワップの 一体処理(特例処 理・振当処理)	金利通貨スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	3,000	3,000	(注) -

(注) 金利通貨スワップの一体処理(特例処理・振当処理)によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利通貨スワップの 一体処理(特例処 理・振当処理)	金利通貨スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	3,000	3,000	(注) -

(注) 金利通貨スワップの一体処理(特例処理・振当処理)によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を設けており、一部の在外連結子会社は確定拠出型企業年金制度または確定給付型企業年金制度を設けております。従業員の退職等の際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

	(国内)	(在外)
(1) 退職給付債務	23,603	729
(2) 年金資産	20,880	137
(3) 退職給付信託	1,359	-
(4) 未積立退職給付債務 (1) + (2) + (3)	1,364	592
(5) 未認識数理計算上の差異	2,496	288
(6) 未認識過去勤務債務(債務の減額)	0	97
(7) 連結貸借対照表計上額純額 (4) + (5) + (6)	1,132	400
(8) 前払年金費用	3,268	-
(9) 退職給付引当金 (7) - (8)	2,136	400

3 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

	(国内)	(在外)
(1) 勤務費用	940	281
(2) 利息費用	324	46
(3) 期待運用収益	169	11
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	461	28
(5) 過去勤務債務の費用処理額	399	8
(6) 退職給付費用 (1) + (2) + (3) + (4) + (5)	1,955	337
(7) 子会社厚生年金基金脱退拠出金	117	-
(8) その他(注)	342	-
(9) 合計 (6) + (7) + (8)	2,413	337

(注) 「(8)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

主として期間定額基準

(2) 割引率

主として1.1%

(3) 期待運用収益率

主として1.0%

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

主として5年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数で定額法により費用処理することとしております。)

(5) 数理計算上の差異の処理年数

主として翌連結会計年度から13~15年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数で定額法により、翌期から費用処理することとしております。)

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を設けており、一部の在外連結子会社は確定拠出型企業年金制度または確定給付型企業年金制度を設けております。従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	24,332百万円
勤務費用	1,032百万円
利息費用	295百万円
数理計算上の差異の当期発生額	377百万円
退職給付の支払額	1,083百万円
その他	453百万円
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>24,500百万円</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	22,376百万円
期待運用収益	446百万円
数理計算上の差異の当期発生額	1,282百万円
事業主からの拠出額	1,482百万円
退職給付の支払額	883百万円
その他	7百万円
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>24,696百万円</u>

（注）年金資産には退職給付信託が含まれております。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	24,346百万円
年金資産	24,696百万円
	350百万円
非積立型制度の退職給付債務	154百万円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>196百万円</u>

（注）年金資産には退職給付信託が含まれております。

退職給付に係る負債	2,641百万円
退職給付に係る資産	2,837百万円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>196百万円</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,032百万円
利息費用	295百万円
期待運用収益	446百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	452百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	9百万円
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>1,325百万円</u>

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	1,345百万円
未認識過去勤務費用	85百万円
<u>合計</u>	<u>1,261百万円</u>

(6) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	50%
株式	23%
現金及び預金	1%
その他	26%
合計	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が5%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	主として1.1%
長期期待運用収益率	主として2.0%

3 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、663百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
売上原価	0	9
販売費及び一般管理費	21	28

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回(B) 新株予約権	第4回(B) 新株予約権	第5回(B) 新株予約権	第6回(A) 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び役 付執行役員 17名	当社の取締役及び役 付執行役員等 17名	当社の取締役及び役 付執行役員 14名	当社の取締役及び役 付執行役員 12名
株式の種類別のストック・ オプション数(注)	普通株式 59,500株	普通株式 76,900株	普通株式 82,400株	普通株式 79,700株
付与日	平成18年 7月 3日	平成19年 7月 2日	平成20年 6月20日	平成22年 6月21日
権利確定条件	なし	なし	なし	なし
対象勤務期間	付与日と権利確定日 は同一であります	付与日と権利確定日 は同一であります	付与日と権利確定日 は同一であります	付与日と権利確定日 は同一であります
権利行使期間	平成23年 7月 4日 ～平成28年 7月 3日	平成24年 7月 3日 ～平成29年 7月 2日	平成20年 6月21日 ～平成50年 6月20日	平成24年 6月22日 ～平成26年 6月21日

	第6回(B) 新株予約権	第7回(A) 新株予約権	第7回(B) 新株予約権	第8回(A) 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び役 付執行役員 12名	当社の取締役及び役 付執行役員 10名	当社の取締役及び役 付執行役員 10名	当社の取締役及び役 付執行役員 10名
株式の種類別のストック・ オプション数(注)	普通株式 167,500株	普通株式 101,000株	普通株式 205,700株	普通株式 21,500株
付与日	平成22年 6月21日	平成23年 6月20日	平成23年 6月20日	平成24年 7月 5日
権利確定条件	なし	なし	なし	なし
対象勤務期間	付与日と権利確定日 は同一であります	付与日と権利確定日 は同一であります	付与日と権利確定日 は同一であります	付与日と権利確定日 は同一であります
権利行使期間	平成22年 6月22日 ～平成52年 6月21日	平成26年 6月21日 ～平成29年 6月20日 (ただし、退任又は 死亡の場合を除く)	平成23年 6月21日 ～平成53年 6月20日	平成27年 7月 6日 ～平成30年 7月 5日 (ただし、退任又は 死亡の場合を除く)

	第8回(B) 新株予約権	第9回(A) 新株予約権	第9回(B) 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び役 付執行役員 10名	当社の取締役及び執 行役員 14名	当社の取締役及び執 行役員 14名
株式の種類別のストック・ オプション数(注)	普通株式 43,300株	普通株式 28,400株	普通株式 57,800株
付与日	平成24年 7月 5日	平成25年 6月28日	平成25年 6月28日
権利確定条件	なし	なし	なし
対象勤務期間	付与日と権利確定日 は同一であります	付与日と権利確定日 は同一であります	付与日と権利確定日 は同一であります
権利行使期間	平成24年 7月 6日 ～平成54年 7月 5日	平成28年 6月29日 ～平成31年 6月28日 (ただし、退任又は 死亡の場合を除く)	平成25年 6月29日 ～平成55年 6月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成26年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第3回(B) 新株予約権	第4回(B) 新株予約権	第5回(B) 新株予約権	第6回(A) 新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	2,000	24,500	47,800	17,500
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	19,200	9,700	7,300
失効	-	-	-	-
未行使残	2,000	5,300	38,100	10,200

	第6回(B) 新株予約権	第7回(A) 新株予約権	第7回(B) 新株予約権	第8回(A) 新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	120,600	96,400	196,500	21,500
権利確定	-	-	-	-
権利行使	31,200	23,400	47,700	8,400
失効	-	-	-	-
未行使残	89,400	73,000	148,800	13,100

	第8回(B) 新株予約権	第9回(A) 新株予約権	第9回(B) 新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	28,400	57,800
失効	-	-	-
権利確定	-	28,400	57,800
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	43,300	-	-
権利確定	-	28,400	57,800
権利行使	16,900	4,000	8,300
失効	-	-	-
未行使残	26,400	24,400	49,500

単価情報

	第3回(B) 新株予約権	第4回(B) 新株予約権	第5回(B) 新株予約権	第6回(A) 新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	520	476	510
公正な評価単価(付与日) (円)	994	932	671	431

	第6回(B) 新株予約権	第7回(A) 新株予約権	第7回(B) 新株予約権	第8回(A) 新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	476	476	476	476
公正な評価単価(付与日) (円)	408	371	363	332

	第8回(B) 新株予約権	第9回(A) 新株予約権	第9回(B) 新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	476	476	476
公正な評価単価(付与日) (円)	331	429	429

3. 当連結会計年度において付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式  
(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第9回(A)新株予約権	第9回(B)新株予約権
株価変動性 (注)1	42.0%	42.0%
予想残存期間 (注)2	3.9年	3.9年
予想配当 (注)3	10円/株	10円/株
無リスク利率 (注)4	0.24%	0.24%

(注)1 予想残存期間に対応する期間の株価実績に基づき算定しております。

2 第9回(A)新株予約権については、過去のストック・オプションの行使実績または予想残存勤務年数に基づき算定し、第9回(B)新株予約権については、予想残存勤務年数経過後に行使が行われるものと推定して見積もっております。

3 平成25年3月期の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## ( 税効果会計関係 )

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
退職給付関連費用	1,456百万円	1,455百万円
賞与引当金	689百万円	691百万円
貸倒引当金	278百万円	294百万円
繰越欠損金	9,789百万円	11,611百万円
固定資産減損損失	1,468百万円	1,015百万円
未払事業税	59百万円	78百万円
未払費用	370百万円	413百万円
繰越外国税額控除	82百万円	201百万円
その他	1,096百万円	1,236百万円
繰延税金資産小計	15,288百万円	16,993百万円
評価性引当額	5,659百万円	6,933百万円
繰延税金資産合計	9,628百万円	10,060百万円
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	2,384百万円	2,713百万円
退職給付信託設定金	298百万円	285百万円
前払年金費用	1,192百万円	- 百万円
退職給付に係る資産	- 百万円	993百万円
在外子会社の固定資産	1,725百万円	2,754百万円
その他	22百万円	476百万円
繰延税金負債合計	5,621百万円	7,221百万円
繰延税金資産(又は負債)の純額	4,007百万円	2,839百万円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	1,069百万円	1,117百万円
固定資産 - 繰延税金資産	2,943百万円	2,179百万円
流動負債 - 繰延税金負債	- 百万円	0百万円
固定負債 - 繰延税金負債	5百万円	457百万円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	37.2%	37.2%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.2%	1.3%
関係会社からの受取配当金消去	0.7%	0.6%
評価性引当額	6.9%	7.6%
海外子会社の適用税率差異	0.6%	2.2%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	5.5%	2.3%
その他	4.2%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	55.8%	45.4%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.2%から34.8%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は166百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、主にブレーキ製品を生産・販売しており、各地域の現地法人が包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、「日本」、「北米」、「欧州」、「中国」、「タイ」、「インドネシア」の6つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						合計	調整額 (注)1	連結 財務諸表 計上額 (注)2
	日本	北米	欧州	中国	タイ	インド ネシア			
売上高									
外部顧客への売上高	82,895	96,446	3,473	6,049	4,891	12,296	206,050	-	206,050
セグメント間の内部 売上高又は振替高	6,562	1,982	1,407	9	182	861	11,003	11,003	-
計	89,456	98,427	4,880	6,058	5,073	13,158	217,053	11,003	206,050
セグメント利益又は損失 ( )	2,294	80	789	464	149	1,805	4,003	312	4,315
セグメント資産	127,276	45,967	4,383	6,905	4,782	9,259	198,573	12,001	186,572
その他の項目									
減価償却費	4,733	2,375	264	398	310	515	8,594	-	8,594
持分法適用会社への 投資額	316	-	-	-	-	-	316	-	316
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	10,121	6,134	306	1,463	1,155	1,311	20,491	-	20,491

(注)1 調整額は、以下のとおりです。

(1) セグメント利益又は損失( )の調整額は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額 12,001百万円には、報告セグメント間の相殺消去 45,742百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産33,741百万円が含まれています。

全社資産は、主に親会社での余剰運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)に係る資産等であります。

2 セグメント利益又は損失( )は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						合計	調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	日本	北米	欧州	中国	タイ	インド ネシア			
売上高									
外部顧客への売上高	80,356	119,572	5,284	10,775	5,908	14,771	236,665	-	236,665
セグメント間の内部 売上高又は振替高	8,882	3,219	2,119	13	251	910	15,393	15,393	-
計	89,238	122,790	7,403	10,788	6,158	15,681	252,058	15,393	236,665
セグメント利益又は損失 ( )	3,427	749	567	1,578	529	2,090	7,806	278	8,084
セグメント資産	122,960	64,629	5,368	12,059	4,856	10,462	220,335	21,136	199,198
その他の項目									
減価償却費	3,767	2,924	369	640	487	682	8,869	-	8,869
持分法適用会社への 投資額	338	-	-	-	-	-	338	-	338
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	3,690	12,933	350	1,397	213	969	19,553	-	19,553

(注) 1 調整額は、以下のとおりです。

(1) セグメント利益又は損失( )の調整額は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額 21,136百万円には、報告セグメント間の相殺消去 47,882百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産26,745百万円が含まれています。

全社資産は、主に親会社での余剰運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）に係る資産等であります。

2 セグメント利益又は損失( )は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

3 報告セグメントの変更等に関する事項

「会計方針の変更」に記載のとおり、従来、当社及び国内連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。この変更により、従来の方法による場合に比べ、当連結会計年度の「日本」のセグメント利益は1,433百万円増加しております。

## 【関連情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1 製品及びサービスごとの情報

当社及び連結子会社の事業は、ブレーキ製品関連事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

（単位：百万円）

日本	北米	欧州	中国	タイ	インドネシア	その他の地域	合計
79,052	86,420	3,784	6,780	4,897	11,854	13,264	206,050

(注) 売上高は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	北米	欧州	中国	タイ	インドネシア	合計
48,349	20,688	1,593	4,253	2,946	3,676	81,504

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
General Motors Corporation	48,487	北米

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社及び連結子会社の事業は、ブレーキ製品関連事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	中国	タイ	インドネシア	その他の地域	合計
79,614	99,841	6,043	11,844	5,843	14,341	19,139	236,665

(注) 売上高は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	中国	タイ	インドネシア	合計
48,669	35,219	1,919	6,122	3,083	3,760	98,772

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
General Motors Corporation	56,392	北米

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	日本	北米	欧州	中国	タイ	インドネシア	全社・消去	合計
減損損失	26	-	8	-	-	-	-	34

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	日本	北米	欧州	中国	タイ	インドネシア	全社・消去	合計
減損損失	26	-	5	-	-	-	-	31

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

「日本」セグメントにおいて、子会社株式の追加取得により、負ののれん発生益19百万円を計上しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

## ( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	350円52銭	396円40銭
1株当たり当期純利益	3円90銭	18円24銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	3円88銭	18円17銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	518	2,423
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	518	2,423
普通株式の期中平均株式数(千株)	132,681	132,841
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	612	509
(うち新株予約権(千株))	(612)	(509)

## ( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	2016年満期第2回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成23年 3月9日	15,000	15,000	1.09	なし	平成28年 3月9日
合計	-	-	15,000	15,000	-	-	-

(注) 連結決算日後5年内の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	15,000	-	-	-

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	10,369	18,233	1.08%	
1年以内に返済予定の長期借入金	14,931	9,746	1.22%	
1年以内に返済予定のリース債務	27	306	2.35%	
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	48,767	43,627	1.44%	平成27年～平成31年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	54	3,266	2.14%	平成27年～平成35年
合計	74,148	75,178		

(注) 1 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	14,610	12,943	14,854	1,200
リース債務	307	308	307	312

## 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	55,951	116,376	176,250	236,665
税金等調整前四半期(当期)純利益 (百万円)	1,013	2,781	4,199	7,356
四半期(当期)純利益(百万円)	478	958	1,528	2,423
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	3.60	7.22	11.50	18.24

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	3.60	3.61	4.29	6.73

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	15,840	8,759
受取手形	5 1,891	633
売掛金	16,733	13,530
商品及び製品	464	524
仕掛品	84	38
原材料及び貯蔵品	1,248	787
前払費用	317	295
関係会社短期貸付金	1,015	525
未収入金	1 11,573	1 11,663
繰延税金資産	510	460
その他	2	4
貸倒引当金	653	653
流動資産合計	49,025	36,564
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
<b>建物</b>		
減価償却累計額	17,972	18,422
建物(純額)	4 10,830	4 11,060
<b>構築物</b>		
減価償却累計額	1,953	2,026
構築物(純額)	4 1,211	4 1,206
<b>機械及び装置</b>		
減価償却累計額	45,421	43,607
機械及び装置(純額)	4 6,885	4 7,058
<b>車両運搬具</b>		
減価償却累計額	285	288
車両運搬具(純額)	89	74
<b>工具、器具及び備品</b>		
減価償却累計額	9,972	10,084
工具、器具及び備品(純額)	4 1,197	4 1,262
<b>土地</b>		
リース資産	31	31
減価償却累計額	21	27
リース資産(純額)	10	4
建設仮勘定	2,946	4 2,932
有形固定資産合計	41,903	42,330

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>無形固定資産</b>		
借地権	14	14
ソフトウェア	4,295	4,231
ソフトウェア仮勘定	15	26
その他	156	146
無形固定資産合計	3,143	2,517
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	17,176	17,609
関係会社株式	31,822	33,606
関係会社出資金	1,333	1,333
従業員に対する長期貸付金	28	25
関係会社長期貸付金	4,703	5,146
長期前払費用	176	107
前払年金費用	3,115	3,262
繰延税金資産	676	-
その他	435	658
貸倒引当金	74	74
投資その他の資産合計	59,388	61,671
<b>固定資産合計</b>	<b>104,434</b>	<b>106,519</b>
<b>資産合計</b>	<b>153,459</b>	<b>143,082</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形	5,767	411
電子記録債務	6,939	7,409
買掛金	11,123	10,399
短期借入金	3	3,000
1年内返済予定の長期借入金	14,111	9,000
リース債務	6	3
未払金	1,644	1,327
未払費用	2,574	2,331
未払法人税等	70	73
預り金	5,371	7,333
賞与引当金	714	789
設備関係支払手形	5,817	118
設備関係電子記録債務	2,357	1,492
その他	3	2
流動負債合計	46,497	43,687
固定負債		
社債	15,000	15,000
長期借入金	38,727	31,167
リース債務	5	2
繰延税金負債	-	744
長期末払金	517	505
再評価に係る繰延税金負債	3,761	3,761
その他	123	123
固定負債合計	58,032	51,202
負債合計	104,529	94,888
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,939	19,939
資本剰余金		
資本準備金	4,993	4,993
その他資本剰余金	9,262	9,224
資本剰余金合計	14,255	14,217
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,808	4,422
利益剰余金合計	5,808	4,422
自己株式	2,171	2,054
株主資本合計	37,831	36,524
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,467	5,082
土地再評価差額金	6,389	6,389
評価・換算差額等合計	10,856	11,471
新株予約権	242	199
純資産合計	48,930	48,194
負債純資産合計	153,459	143,082

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	86,487	86,056
売上原価		
製品期首たな卸高	403	464
当期製品製造原価	10,286	11,057
当期製品仕入高	65,883	66,166
合計	76,571	77,686
製品期末たな卸高	464	524
製品売上原価	1 76,107	1 77,162
売上総利益	10,380	8,894
販売費及び一般管理費	2 11,092	2 10,768
営業損失( )	712	1,875
営業外収益		
受取利息	181	205
受取配当金	232	346
関係会社受取配当金	1,064	1,467
関係会社受取地代家賃	347	365
関係会社に対する設備売却益	420	519
関係会社賃貸収入	1,143	1,340
雑収入	496	573
営業外収益合計	3,882	4,816
営業外費用		
支払利息	637	559
社債利息	164	164
貸与資産減価償却費	1,348	1,006
製品補償費	99	117
雑支出	590	434
営業外費用合計	2,837	2,280
経常利益	333	661
特別利益		
固定資産売却益	3 2	3 6
投資有価証券売却益	374	489
補助金収入	47	321
特別利益合計	424	816
特別損失		
固定資産除売却損	4 41	4 228
減損損失	21	-
固定資産圧縮損	47	321
環境対策費	-	148
特別損失合計	109	698
税引前当期純利益	647	779
法人税、住民税及び事業税	213	303
法人税等調整額	610	1,141
法人税等合計	397	838
当期純利益又は当期純損失( )	250	59

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	19,939	4,993	9,260	14,253	6,885	6,885	2,264	38,813	
当期変動額									
剰余金の配当					1,327	1,327		1,327	
当期純利益					250	250		250	
自己株式の取得							1	1	
自己株式の処分			2	2			93	95	
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	2	2	1,076	1,076	93	982	
当期末残高	19,939	4,993	9,262	14,255	5,808	5,808	2,171	37,831	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	2,710	6,389	9,100	316	48,228
当期変動額					
剰余金の配当					1,327
当期純利益					250
自己株式の取得					1
自己株式の処分					95
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	1,757	-	1,757	74	1,683
当期変動額合計	1,757	-	1,757	74	701
当期末残高	4,467	6,389	10,856	242	48,930

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	19,939	4,993	9,262	14,255	5,808	5,808	2,171	37,831	
当期変動額									
剰余金の配当					1,328	1,328		1,328	
当期純損失（ ）					59	59		59	
自己株式の取得							1	1	
自己株式の処分			38	38			118	80	
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	38	38	1,387	1,387	117	1,308	
当期末残高	19,939	4,993	9,224	14,217	4,422	4,422	2,054	36,524	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	4,467	6,389	10,856	242	48,930
当期変動額					
剰余金の配当					1,328
当期純損失（ ）					59
自己株式の取得					1
自己株式の処分					80
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	615	-	615	43	572
当期変動額合計	615	-	615	43	736
当期末残高	5,082	6,389	11,471	199	48,194

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日前1ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	3～60年
機械及び装置	3～9年
車両運搬具	2～7年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の見込額のうち、当事業年度の末日において負担すべき見積額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)で定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13～15年)で定額法により翌事業年度から費用処理しております。

## 7. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を採用しております。また、為替予約については原則的な処理方法を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段...為替予約、通貨オプション  
ヘッジ対象...外貨建資産・負債
- b. ヘッジ手段...金利スワップ、金利オプション  
ヘッジ対象...借入金利息
- c. ヘッジ手段...金利通貨スワップ  
ヘッジ対象...外貨建借入金及び借入金利息

### (3) ヘッジ方針

当社は、デリバティブ取引に関し「社内規定」に従い、将来の為替変動リスク及び金利変動リスク回避のためにヘッジを行っております。

### (4) ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## 8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### (3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### (会計方針の変更)

#### (減価償却方法の変更)

従来、当社は有形固定資産の減価償却方法について、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

当社グループは、新中期経営計画「akebono New Frontier 30 - 2013」の下、将来に向けた技術の差別化、コスト削減及び環境対応に向けて省エネ・省人化・汎用性に優れた次世代設備の導入を進めており、これを設備投資の大きな転換期と捉え、設備の使用実態をより適切に反映させる減価償却方法を検討いたしました。この結果、当社グループの設備は汎用性に優れた次世代設備導入の加速により安定的に稼働することが見込まれるため、定額法による減価償却方法の方が設備の使用実態をより適切に反映させることができると判断し、定額法を採用することといたしました。

この変更により、従来の方によった場合に比べ、当事業年度の営業損益は638百万円、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ1,166百万円増加しております。

(表示方法の変更)

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第42条に定める事業用土地の再評価に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第75条第2項に定める製造原価明細書については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第86条に定める研究開発費の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する資産及び負債に関する注記において、「売掛金」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より記載を省略しております。また、「買掛金」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の「買掛金」7,066百万円及び「その他」1,320百万円を、「その他」8,386百万円として組み替えております。

(損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額に関する注記において、「従業員賞与」、「福利厚生費」、「旅費交通費」、「賃借料」、「研究開発費」、「荷造運送費」及び「業務委託料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より記載を省略しております。

(有形固定資産等明細表)

財務諸表等規則様式第十一号(記載上の注意6)により、財務諸表等規則第121条第1項第2項に定める有形固定資産等明細表において、特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正を行った際に生じた再評価差額等は、これまでの増減があった場合に記載する「当期増加額」又は「当期減少額」の欄のほか、期首又は期末の残高について「当期首残高」及び「当期末残高」の欄に内書き(括弧書き)する方法に変更しております。

## (貸借対照表関係)

## 1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
未収入金	10,384百万円	10,773百万円
預り金	5,243百万円	7,224百万円
その他(買掛金、未払金、未払費用など)	8,386百万円	8,288百万円

## 2 偶発債務

## (1) 債務保証

次の関係会社等について、金融機関からの借入金に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
アケボノブレーキコーポレーション	19,756百万円	アケボノブレーキコーポレーション 31,176百万円
アケボノブレーキタイランドCO.,LTD.	1,482百万円	アケボノブレーキタイランドCO.,LTD. 1,029百万円
広州曙光制動器有限公司	1,242百万円	広州曙光制動器有限公司 1,153百万円
アケボノヨーロッパS.A.S.	966百万円	アケボノヨーロッパS.A.S. 485百万円
		アケボノブレーキメキシコS.A. de C.V. 360百万円
合計	23,446百万円	合計 34,203百万円

## (2) 訴訟

当社は、平成24年11月28日付で、当社元従業員及び元従業員の遺族から、アスベストによる健康被害を根拠に損害賠償請求訴訟(請求額462百万円)を提起され、現在係争中であります。

## (3) その他

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
一括支払信託併存的債務引受額	401百万円	一括支払信託併存的債務引受額 412百万円
債権流動化に伴う買戻し義務限度額	-百万円	債権流動化に伴う買戻し義務限度額 1,066百万円
合計	401百万円	合計 1,478百万円

## 3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	24,500百万円	24,300百万円
借入実行残高	-百万円	-百万円
差引額	24,500百万円	24,300百万円

## 4 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
建物	88百万円	101百万円
構築物	13百万円	13百万円
機械及び装置	354百万円	526百万円
工具、器具及び備品	20百万円	21百万円
建設仮勘定	-百万円	135百万円
ソフトウェア	3百万円	3百万円
合計	477百万円	799百万円

5 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、前事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が前事業年度の期末残高に含まれておりません。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
受取手形	6百万円	- 百万円
支払手形	69百万円	- 百万円
設備関係支払手形	42百万円	- 百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との主な取引

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
材料支給高	41,866百万円	41,318百万円
原材料及び製品購入高	81,708百万円	82,472百万円

(注) 材料支給高は、製品購入高等の減算項目として処理しております。

2 販売費及び一般管理費

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度27%、当事業年度27%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度73%、当事業年度73%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
給料	2,547百万円	2,550百万円
賞与引当金繰入額	290百万円	329百万円
退職給付費用	571百万円	386百万円
減価償却費	921百万円	1,074百万円

3 固定資産売却益の内訳

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	0百万円	- 百万円
機械及び装置	1百万円	4百万円
車両運搬具	- 百万円	2百万円
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
合計	2百万円	6百万円

4 固定資産除売却損の内訳

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	11百万円	12百万円
構築物	1百万円	5百万円
機械及び装置	12百万円	186百万円
車両運搬具	1百万円	0百万円
工具、器具及び備品	13百万円	4百万円
建設仮勘定	- 百万円	21百万円
ソフトウェア	3百万円	- 百万円
合計	41百万円	228百万円

(有価証券関係)

前事業年度(平成25年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式31,774百万円、関連会社株式48百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成26年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式33,558百万円、関連会社株式48百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付関連費用	492百万円	470百万円
賞与引当金	266百万円	275百万円
貸倒引当金	253百万円	253百万円
投資有価証券評価損	4百万円	4百万円
関係会社株式評価損	15百万円	15百万円
繰越欠損金	4,140百万円	4,458百万円
固定資産減損損失	1,009百万円	687百万円
未払事業税	17百万円	16百万円
繰越外国税額控除	82百万円	201百万円
その他	814百万円	725百万円
繰延税金資産小計	7,092百万円	7,104百万円
評価性引当額	2,084百万円	3,243百万円
繰延税金資産合計	5,007百万円	3,861百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	2,384百万円	2,712百万円
退職給付信託設定益	298百万円	285百万円
前払年金費用	1,134百万円	1,135百万円
その他	5百万円	11百万円
繰延税金負債合計	3,821百万円	4,144百万円
繰延税金資産(負債)の純額	1,186百万円	283百万円

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	510百万円	460百万円
固定資産 - 繰延税金資産	676百万円	- 百万円
固定負債 - 繰延税金負債	- 百万円	744百万円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	37.2%	37.2%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	14.1%	9.8%
受取配当金益金不算入額	65.1%	75.4%
評価性引当額	43.1%	116.2%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	20.0%	7.9%
その他	12.0%	11.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	61.3%	107.5%

## 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.2%から34.8%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は62百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	28,802	818	138	29,482	18,422	569	11,060
構築物	3,164	97	29	3,232	2,026	99	1,206
機械及び装置	52,307	1,763	3,404	50,665	43,607	1,277	7,058
車両運搬具	374	8	20	362	288	23	74
工具、器具及び備品	11,169	473	295	11,347	10,084	404	1,262
土地	18,734 (10,150)	-	-	18,734 (10,150)	-	-	18,734
リース資産	31	-	-	31	27	6	4
建設仮勘定	2,946	3,145	3,159	2,932	-	-	2,932
有形固定資産計	117,526	6,304	7,046	116,785	74,454	2,378	42,330
無形固定資産							
借地権	14	-	-	14	-	-	14
ソフトウェア	5,744	86	57	5,773	3,442	712	2,331
ソフトウェア仮勘定	15	97	87	26	-	-	26
その他	216	1	37	181	35	11	146
無形固定資産計	5,990	184	181	5,994	3,477	723	2,517
長期前払費用	257	4	-	261	154	73	107

(注) 1 当期増加額のうち、主なものは次のとおりです。

機械及び装置 開発部門設備 615百万円  
ディスク・ドラムブレーキ生産設備 520百万円

2 当期減少額のうち、主なものは次のとおりです。

機械及び装置 ディスク・ドラムブレーキ生産設備 2,450百万円

3 土地の当期首残高及び当期末残高の( )内は内書きで、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 (注) 1	728	0	0	0	728
賞与引当金	714	789	714	-	789

(注) 1 当期減少額(その他)の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額等であります。

( 2 ) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

( 3 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1-4-5 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1-4-5 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社ホームページアドレス： <a href="http://www.akebono-brake.com">http://www.akebono-brake.com</a>
株主に対する特典	該当する事項はありません。

(注)単元未満株式を有する株主は、定款の規定により、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じ募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度 第117期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)平成25年6月24日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
平成25年6月24日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書  
(第118期第1四半期)(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)平成25年8月7日関東財務局長に提出  
(第118期第2四半期)(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)平成25年11月11日関東財務局長に提出  
(第118期第3四半期)(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)平成26年2月10日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書  
平成25年6月24日、平成26年6月19日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(議決権行使結果)に基づく臨時報告書であります。
- (5) 訂正発行登録書  
平成25年6月24日、平成25年8月7日、平成25年11月11日、平成26年2月10日、平成26年6月19日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月18日

曙ブレーキ工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津田 良洋
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塚原 元章
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大和田 貴之
--------------------	-------	--------

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている曙ブレーキ工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、曙ブレーキ工業株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は、従来、有形固定資産の減価償却方法として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、曙ブレーキ工業株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

## 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、曙ブレーキ工業株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月18日

曙ブレーキ工業株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 津田 良洋

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 塚原 元章

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大和田 貴之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている曙ブレーキ工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第118期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、曙ブレーキ工業株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、従来、有形固定資産の減価償却方法として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用していたが、当事業年度より定額法に変更した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。